

# 米子市都市公園（外浜区域）

指定管理者 募集要項

令和7年7月7日  
米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）に基づき設置した都市公園の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

併せて、都市公園の指定管理者には、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき設置した緑地その他都市公園に類似する施設で本募集要項に掲げるもの（以下「緑地等」という。）の管理を行わせるものとする。

## 1 施設の概要

別添１から別添３までのとおり。なお、別添６「指定管理者の管理対象外の施設一覧表」の物件又は別添３「施設概要」の特記事項内で管理対象外として掲げる物件は、管理業務の対象から除く。

## 2 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

## 3 募集スケジュール

- (１) 応募書類の提出期間 令和７年７月１４日（月）から同年８月２２日（金）まで
- (２) 説明会 令和７年７月２３日（水）
- (３) 米子市指定管理者候補者選定委員会の調査・審議 令和７年１０月
- (４) 指定管理者候補者の選定結果の通知 令和７年１１月
- (５) 指定管理者の指定 令和７年１２月議会
- (６) 基本協定の締結 令和８年１月又は２月
- (７) 年度協定の締結 令和８年３月

## 4 指定管理者が行う業務

### (１) 法令等の遵守

指定管理者は、都市公園及び緑地等（以下「都市公園等」という。）の管理業務の処理に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 都市公園法、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）及び都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）

イ 地方自治法

ウ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

エ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）

オ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）

カ 米子市都市公園条例（平成１７年米子市条例第１４５号）、米子市都市公園条例施行規則（平成１７年米子市規則第１１１号）及び米子市都市公園有料公園施設管理規則（平成１７年米子市規則第１１２号）

キ 米子市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年米子市条例第３２号）

ク 米子市公有財産規則（平成１７年米子市規則第４２号）

ケ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成１７年米子市条例第２６号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成１７年米子市規則第１８号。以下「手続規則」という。）

コ 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

サ 米子市行政手続条例（平成１７年米子市条例第２５号）

シ 米子市暴力団排除条例（平成２３年米子市条例第２１号）

ス その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を一括して行うものとする。

ア 都市公園等の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

（ア）樹木等の管理及び育成

（イ）施設等の保守点検、補修及び清掃

（ウ）施設等の警備

（エ）電気設備、放送設備及び機械設備の操作

（オ）施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、ファクシミリ使用料金、下水道使用料等）の支払

（カ）施設等に係る安全衛生管理

イ 都市公園等の利用に関すること。

（ア）行為許可等による催し等を円滑に行うことができる環境の整備（催し等への協力、施設等の案内等）

（イ）広報活動の実施

（ウ）利用者の応接（施設等の案内、苦情対応等）

（エ）市が占用許可等を行った物件の確認及び不法占用物件等の確認と報告

（オ）都市公園等の利用の促進に資する事業者との連携及び協力

ウ 都市公園等内の非常時における初動対応に関すること。

（ア）待機及び連絡対応

（イ）被害に関する調査及び報告

（ウ）応急措置

エ その他都市公園等の管理業務のうち、次に掲げるもの

（ア）都市公園等の管理業務の処理に必要な体制の整備

（イ）情報の公開及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する措置

（ウ）防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置

（エ）事業計画書及び事業報告書の作成及び提出

（オ）経営状況を説明する書類の作成及び提出

（カ）都市公園等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出

（キ）市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市都市公園の運営に関する意見交換会への出席

（ク）その他都市公園等の管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げるところにより、都市公園等の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

（ア）指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。

（イ）指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての都市公園等の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な都市公園等の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、都市公園等の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。

イ 基本的事項

（ア）都市公園等の管理業務の詳細は、別添5の「指定管理者による米子市都市公園等管理業務仕様書」を参照するものとする。

（イ）指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

（ウ）指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（エ）指定管理者は、都市公園等の運営に係る企画を実施する場合は、あらかじめ、その内容

を市と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、職員のうちから、統括責任者1人を、これを補佐する者1人を定めることとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定管理者の指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、都市公園等の施設等及び都市公園等に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、当該備品を廃止した場合は、代替の備品の貸与は行わない。  
また、指定管理者は、都市公園等にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市に報告しなければならない。
  - (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。
  - (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
  - (エ) 指定管理者は、手続規則第5条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市長に提出しなければならない。
  - (オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を受けた一部の業務（清掃、電気保安、警備等）については、この限りでない。
  - (カ) 指定管理者は、都市公園等のモニタリングに関して、市の指示に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを市に提出しなければならない。
- (4) その他
- 指定管理者は、指定の期間の中途において新たに生じた都市公園等に係る管理業務を、市長の指示に基づき行わなければならない。なお、当該新たに生じた管理業務に係る管理経費の取扱いについては、その都度、指定管理者と協議する。

## 5 市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) 米子市都市公園条例第8条、都市公園法第5条若しくは第6条又は地方自治法第238条の4第7項の規定による都市公園等に関する許可に関すること。
- (2) (1)の許可に伴う米子市都市公園条例第12条若しくは第13条又は米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づく都市公園等に関する使用料の調定及び徴収に関すること。
- (3) (1)の許可に伴う電気設備又は水道設備の使用に係る経費の調定及び徴収に関すること。

## 6 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、都市公園等の管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

指定管理料の参考価格（上限額）の指定期間総額は、464,148,972 円とする。

## 7 市と指定管理者との責任の分担

次の表の左欄掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

| 事 項                                          |                                                                      | 責任の区分                              |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 施設等の損傷                                       | 施設等の管理上の瑕疵に係るもの                                                      | 指定管理者                              |
|                                              | 上記以外のもの                                                              | 事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。      |
| 利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償          | 施設等の管理上の瑕疵に係るもの                                                      | 指定管理者                              |
|                                              | 上記以外のもの                                                              | 事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。      |
| 施設等の修繕                                       | 修繕額が 60 万円以上のもの（指定管理者が定期的な点検、応急対応等を怠ったことに起因する修繕を除く。）及び災害復旧（本格復旧に限る。） | 市                                  |
|                                              | 修繕額が 60 万円未満のもの                                                      | 指定管理者                              |
| 施設等に係る火災保険及び災害保険への加入                         |                                                                      | 市                                  |
| 利用者に係る損害賠償保険（指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるものに限る。）への加入 |                                                                      | 市（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。） |

## 8 その他の条件

- （1）指定管理者は、都市公園等の管理業務を開始する日までに、平井工業株式会社から事務引継ぎを受けなければならない。
- （2）指定管理者は、都市公園等の管理業務の処理に当たり、都市公園等の利用者と構成する団体その他関係団体との連携協力に努めなければならない。
- （3）市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、都市公園等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- （4）指定管理者は、市が実施する都市公園等における事業への協力に努めなければならない。
- （5）この募集要項で公募する指定管理者は、原則として、別に公募する内浜区域の都市公園等の指定管理者に同時になることはできない。

## 9 応募資格等

### （1）応募資格

都市公園等の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定

管理者の指定を受けることができない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(ウ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(エ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。（オ）において同じ。）

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

都市公園等の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

## 10 応募の方法

都市公園等の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 応募書類の受付期間

令和7年7月14日（月）から同年8月22日（金）まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあつては、令和7年8月22日（金）午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市都市整備部都市整備課（所在地等は、第17項参照）とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合には、エからキまで、ケ及びシからセまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添8）

イ 事業計画書（別添9）

ウ 収支予算書（別添10（収支予算書の収入及び支出の項目については、可能な限り市の作成した過去の決算書の項目に倣い、経費ごとに比較しやすいように作成すること。））

エ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添11の「申立書」によること。）

オ 指定管理業務等管理実績一覧表（別添12の様式によること。）

カ 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（別添13の様式によること。）

キ 労働環境確認表（別添14の様式によること。）

ク グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別添15の「グループ構成団体一覧表」によること。）

ケ 役員等調書兼照会承諾書（別添16の様式によること。）

コ 経営困難時の方策（別添17の様式によること。）

サ 都市公園等の植栽管理方針（別添19）

シ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類するものの写し）

ス 申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表1の各事業年度の所得に係る申告書の写し及び勘定科目内訳明細書（当該申請を行う法人その他の団体が法人税の確定申告を行っている場合に限る。）

セ 申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る貸借対照表、財産目録、損益計算書及び収支決算書又はこれらに相当する書類

（4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本1部（製本しないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

（5）応募に当たっての留意事項

ア 応募書類のほかに、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。

ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。

エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。

オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、全て応募する法人等の負担とする。

カ 応募書類に記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

## 11 説明会の開催

都市公園等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次に掲げるところにより説明会を開催する。

（1）日 時 令和7年7月23日（水） 午後2時から

（2）場 所 鳥取県西部総合事務所3号館2階会議室（米子市糺町一丁目160番地）

（3）申込方法 令和7年7月17日（木）までに、別添20の「説明会参加申込書」を持参、郵送又は電子メールにより、米子市都市整備部都市整備課（所在地等は、第17項参照）に提出すること。なお、電話による申込みは、受け付けない。

## 12 指定管理者の候補者の選定

（1）選定方法

市長は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

（2）選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、別添18「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

ア 事業計画書等による都市公園等の運営が、都市公園等の利用者の平等な利用を確保するものであること。

イ 事業計画書等の内容が、都市公園等の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、都市公園等の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

ウ 当該応募した法人等が、事業計画書等に沿った都市公園等の管理を安定して行う能力を有するものであること。

（3）都市公園等の利用の促進に資する取組に対する優遇措置

市民の憩いの場であり、緑のオープンスペースとして多様な使い方ができる場である都市公園等の潜在能力を一層発揮することを目的として、法人等が独自で都市公園等の利用の促進に資する取組を行う場合において、本選考時の総合得点に次の優遇措置を設ける。

| 基準                             | 優遇措置の内容      |
|--------------------------------|--------------|
| 都市公園等の利用を顕著に促進すると認められる取組を行う法人等 | 総合評定に2点加算する。 |
| 都市公園等の利用を促進すると認められる取組を行う法人等    | 総合評定に1点加算する。 |

(4) 地元の法人等に対する優遇措置

地元の法人等の指定管理者制度への参入の機会を増やし、地域経済の活性化を目的として、地元の法人等に対し、本選考時の総合得点に次の優遇措置を設ける。

なお、共同事業体等、グループで応募があった場合については、代表者が市内法人等、準市内法人等かで判断する。

| 区分     | 基準                                                                                      | 優遇措置の内容      |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 市内法人等  | 米子市内に本社又は本店を有する法人等                                                                      | 総合評定に2点加算する。 |
| 準市内法人等 | 米子市外に本社又は本店を有するが、米子市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限を与えている法人等 | 総合評定に1点加算する。 |

(5) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接により聴取りを行う。

(6) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等の全てに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、市との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が調ったものを当該候補者に決定する場合がある。

### 13 選定前評価について

市民サービスの向上を目的に、本指定期間中の令和8年度から令和10年度まで（3年分）のモニタリング結果に対して評価を行い、その結果に応じて加点又は減点を次回(令和12年度)選定時に行う。

<90点×3年＝270点満点>

| 評価結果              | 選定時における実施の内容  |
|-------------------|---------------|
| 合計得点が243点以上       | 総合評定に2点加点する。  |
| 合計得点が230点以上243点未満 | 総合評定に1点加点する。  |
| 合計得点が162点以上230点未満 | 加点・減点無し。      |
| 合計得点が135点以上162点未満 | 総合評定から1点減点する。 |
| 合計得点が135点未満       | 総合評定から2点減点する。 |

※加点又は減点は、今回指定した指定管理者が、当該施設の次回の指定管理者の指定に応募した時に限る。

### 14 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定は、候補者を都市公園等の指定管理者とする旨の議案を令和7年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

その際、当該議案の審査のため、候補者に係る市の審査結果に関する資料等を、米子市議会に提出する。



## 15 協定の内容等に係る協議

市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者に都市公園等の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、前項の議決後において、速やかに行うものとする。

## 16 別添書類の一覧

- (1) 指定管理者に管理を行わせる都市公園一覧
- (2) 指定管理者に管理を行わせる緑地等一覧
- (3) 施設概要
- (4) 令和6年度米子市都市公園等管理運営状況
- (5) 指定管理者による米子市都市公園等管理業務仕様書
- (6) 指定管理者の管理対象外の施設一覧表
- (7) 貸与備品一覧
- (8) 指定申請書の様式
- (9) 事業計画書の様式
- (10) 収支予算書の様式
- (11) 申立書の様式
- (12) 指定管理業務等管理実績一覧表の様式
- (13) 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式
- (14) 労働環境確認表の様式
- (15) グループ構成団体一覧表の様式
- (16) 役員等調書兼照会承諾書の様式
- (17) 経営困難時の方策
- (18) 指定管理者候補者選定基準
- (19) 都市公園等の植栽管理方針の様式
- (20) 説明会参加申込書の様式
- (21) 質問票の様式
- (22) 基本協定書【例】及び年度協定書【例】
- (23) モニタリング関係資料

## 17 問合せ先及び応募書類の提出先

米子市都市整備部都市整備課公園担当

[所在地] 〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地

[電話番号] 0859-23-5247

[電子メールアドレス] toshiseibi@city.yonago.lg.jp

## 18 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式（PDF版）は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] <https://www.city.yonago.lg.jp/46090.htm>

## 別添書類目次

|      |                               |                 |
|------|-------------------------------|-----------------|
| (1)  | 指定管理者に管理を行わせる都市公園（外浜区域）一覧     | ・ ・ ・ ・ ・ 1 0   |
| (2)  | 指定管理者に管理を行わせる緑地等（外浜区域）一覧      | ・ ・ ・ ・ ・ 1 2   |
| (3)  | 施設概要（外浜区域）                    | ・ ・ ・ ・ ・ 1 4   |
| (4)  | 令和 6 年度米子市都市公園等（外浜区域）管理運営状況   | ・ ・ ・ ・ ・ 4 9   |
| (5)  | 指定管理者による米子市都市公園等（外浜区域）管理業務仕様書 | ・ ・ ・ ・ ・ 5 2   |
| (6)  | 指定管理者の管理対象外の施設一覧表             | ・ ・ ・ ・ ・ 6 9   |
| (7)  | 貸与備品一覧表                       | ・ ・ ・ ・ ・ 8 0   |
| (8)  | 指定申請書の様式                      | ・ ・ ・ ・ ・ 8 3   |
| (9)  | 事業計画書の様式                      | ・ ・ ・ ・ ・ 8 4   |
| (10) | 収支予算書の様式                      | ・ ・ ・ ・ ・ 8 7   |
| (11) | 申立書の様式                        | ・ ・ ・ ・ ・ 8 8   |
| (12) | 指定管理業務等管理実績一覧表の様式             | ・ ・ ・ ・ ・ 8 9   |
| (13) | 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式        | ・ ・ ・ ・ ・ 9 0   |
| (14) | 労働環境確認表                       | ・ ・ ・ ・ ・ 9 1   |
| (15) | グループ構成団体一覧表の様式                | ・ ・ ・ ・ ・ 9 3   |
| (16) | 役員等調書兼照会承諾書の様式                | ・ ・ ・ ・ ・ 9 4   |
| (17) | 経営困難時の方策                      | ・ ・ ・ ・ ・ 9 5   |
| (18) | 指定管理者候補者選定基準                  | ・ ・ ・ ・ ・ 9 6   |
| (19) | 都市公園等の植栽管理方針の様式               | ・ ・ ・ ・ ・ 9 7   |
| (20) | 説明会参加申込書の様式                   | ・ ・ ・ ・ ・ 9 8   |
| (21) | 質問票の様式                        | ・ ・ ・ ・ ・ 9 9   |
| (22) | 基本協定書【例】及び年度協定書【例】            | ・ ・ ・ ・ ・ 1 0 0 |
| (23) | モニタリング関係資料                    | ・ ・ ・ ・ ・ 1 1 2 |

## 指定管理者に管理を行わせる都市公園（外浜区域）

### 【街区公園】

| 番 号 | 公 園 名           | 面 積 (ha) | 所 在 地     |
|-----|-----------------|----------|-----------|
| 6   | 三 柳 団 地 1 号 公 園 | 0.31     | 両三柳地内     |
| 7   | 三 柳 団 地 2 号 公 園 | 0.16     | 両三柳地内     |
| 10  | 上 福 原 団 地 公 園   | 0.05     | 皆生温泉一丁目地内 |
| 12  | 西 福 原 公 園       | 0.40     | 西福原四丁目地内  |
| 22  | 福 生 公 園         | 0.05     | 上福原二丁目地内  |
| 23  | 福 米 公 園         | 0.05     | 西福原六丁目地内  |
| 26  | 福 原 公 園         | 0.10     | 皆生五丁目地内   |
| 28  | 大 篠 津 公 園       | 0.40     | 大篠津町地内    |
| 32  | 前 地 公 園         | 0.08     | 東福原二丁目地内  |
| 33  | 中 島 公 園         | 0.13     | 中島二丁目地内   |
| 38  | 皆 生 新 田 西 公 園   | 0.10     | 皆生温泉二丁目地内 |
| 40  | 旭 が 丘 公 園       | 0.16     | 大篠津町地内    |
| 43  | 上 福 原 北 公 園     | 0.05     | 皆生温泉四丁目地内 |
| 45  | 皆 生 四 軒 屋 公 園   | 0.07     | 皆生四丁目地内   |
| 48  | 福 米 西 公 園       | 0.31     | 西福原七丁目地内  |
| 49  | 車 尾 公 園         | 0.08     | 車尾三丁目地内   |
| 51  | 上 福 原 南 公 園     | 0.05     | 上福原地内     |
| 54  | 三 柳 上 谷 公 園     | 0.25     | 両三柳地内     |
| 55  | 福 生 東 公 園       | 0.41     | 皆生三丁目地内   |
| 57  | 堀 川 公 園         | 0.25     | 西福原九丁目地内  |
| 58  | 皆 生 新 田 東 公 園   | 0.16     | 皆生新田二丁目地内 |
| 61  | 皆 生 新 田 北 公 園   | 0.10     | 皆生新田三丁目地内 |
| 62  | 夜 見 新 開 公 園     | 0.06     | 夜見町地内     |
| 63  | 加 茂 北 公 園       | 0.27     | 両三柳地内     |
| 64  | 東 福 原 公 園       | 0.13     | 東福原七丁目地内  |
| 65  | 和 田 南 公 園       | 0.05     | 和田町地内     |
| 66  | 浜 河 崎 公 園       | 0.20     | 河崎地内      |
| 67  | 流 通 町 北 公 園     | 1.11     | 流通町地内     |
| 68  | 流 通 町 南 公 園     | 0.46     | 流通町地内     |
|     |                 |          |           |
| 計   | 29 施設           | 6.00     |           |

【近隣公園等】

| 番 号 | 公 園 名           | 面 積 (ha) | 所 在 地              |
|-----|-----------------|----------|--------------------|
| A   | 皆 生 海 浜 公 園     | 1.70     | 皆生温泉三丁目及び皆生温泉四丁目地内 |
| B   | 皆 生 新 田 中 央 公 園 | 1.00     | 皆生新田三丁目地内          |
| E   | 弓 ケ 浜 公 園       | 10.9     | 両三柳地内              |
| J   | 大 篠 津 山 口 公 園   | 0.04     | 大篠津町地内             |
| K   | 日 野 川 堰 緑 地     | 12.1     | 古豊千及び福市地内          |
|     |                 |          |                    |
| 計   | 5 施設            | 25.74    |                    |

指定管理者に管理を行わせる緑地等(外浜区域)

【都市計画法に基づき設置された緑地】

| 番号 | 所 在 地            | 面積(㎡)  | 番号  | 所 在 地           | 面積(㎡)  | 番号  | 所 在 地           | 面積(㎡)  |
|----|------------------|--------|-----|-----------------|--------|-----|-----------------|--------|
| 1  | 岡三柳4579-82ほか1    | 1,580  | 65  | 上福原744-18ほか3    | 96     | 126 | 蚊屋211-26        | 644    |
| 3  | 中島二丁目554         | 280    | 66  | 富益町58-7         | 411    | 127 | 東八幡36-3地先       | 307    |
| 4  | 大篠津町4728         | 2,207  | 67  | 中島二丁目555-2      | 26     | 128 | 八幡196-1地先       | 621    |
| 5  | 大篠津町4605ほか2      | 1,982  | 69  | 吉岡97-3ほか1       | 157    | 132 | 夜見町3086-23      | 283    |
| 6  | 大篠津町4801         | 134    | 70  | 吉岡72-29         | 331    | 133 | 淀江町佐陀719-21     | 140    |
| 7  | 大篠津町4804         | 1,566  | 71  | 吉岡47-1ほか1       | 867    | 134 | 富益町5-61         | 225    |
| 8  | 大篠津町4805         | 254    | 72  | 河岡355-12        | 128    | 135 | 富益町73-13        | 318    |
| 9  | 大篠津町4816         | 316    | 73  | 河岡500-39        | 537    | 137 | 新開五丁目1617-29ほか1 | 306    |
| 11 | 大篠津町4931ほか2      | 367    | 74  | 夜見町1924-6       | 125    | 138 | 淀江町佐陀1301-34    | 251    |
| 12 | 大篠津町4946         | 78     | 75  | 夜見町3076-53      | 301    | 141 | 上福原二丁目1110      | 219    |
| 13 | 皆生温泉二丁目2417      | 241    | 76  | 車尾四丁目1742ほか1    | 1,377  | 146 | 上福原806-16ほか1    | 475    |
| 14 | 皆生新田一丁目101-4     | 204    | 78  | 皆生六丁目1685-21    | 98     | 147 | 上福原659-132      | 60     |
| 15 | 皆生新田一丁目172       | 194    | 82  | 熊党401           | 662    | 154 | 夜見町3030-5ほか1    | 146    |
| 16 | 皆生新田三丁目351       | 1,876  | 83  | 熊党458           | 1,003  | 155 | 富益町63-29        | 341    |
| 17 | 皆生新田二丁目185       | 1,001  | 84  | 河岡400-42        | 438    | 156 | 富益町60-18        | 131    |
| 19 | 新開二丁目1537        | 280    | 85  | 上福原738-7        | 142    | 157 | 富益町65-9         | 280    |
| 20 | 蚊屋200-32         | 155    | 87  | 上福原三丁目1502-5ほか1 | 192    | 158 | 西福原八丁目1232-22   | 118    |
| 22 | 西福原六丁目827-47ほか1  | 124    | 88  | 河崎3070-9        | 453    | 160 | 淀江町佐陀35-8       | 186    |
| 23 | 夜見町3072-41       | 194    | 89  | 河崎3070-8        | 341    | 162 | 淀江町西原1029-72    | 144    |
| 25 | 吉岡65-26          | 221    | 90  | 河崎281-4ほか1      | 998    | 164 | 夜見町3069-36ほか1   | 191    |
| 26 | 吉岡65-21          | 134    | 91  | 富益町39-50        | 496    | 167 | 新開二丁目1466-18    | 104    |
| 28 | 新開五丁目1660-21     | 141    | 92  | 河岡256-59ほか      | 1,872  | 168 | 岡三柳21-5         | 99     |
| 29 | 尾高781-19         | 1,060  | 93  | 河岡291-56        | 572    | 169 | 富益町60-50        | 142    |
| 30 | 新開三丁目1481-105ほか3 | 138    | 94  | 河岡38-25         | 164    | 170 | 富益町4-78         | 442    |
| 31 | 夜見町3061-4        | 388    | 99  | 富益町1-29         | 245    | 171 | 富益町66-42        | 149    |
| 32 | 米原九丁目780-40      | 275    | 100 | 尾高599-12ほか2     | 454    | 172 | 車尾六丁目184-6      | 116    |
| 33 | 和田町3068-37ほか1    | 268    | 101 | 尾高604-12ほか1     | 85     | 173 | 富益町78-24        | 143    |
| 35 | 富益町59-28         | 282    | 106 | 二本木260-15       | 205    | 175 | 淀江町佐陀1949-9     | 98     |
| 36 | 中島一丁目23-21ほか2    | 232    | 107 | 東福原八丁目918-7     | 171    | 176 | 岡成580-228       | 2,919  |
| 37 | 夜見町3070-29       | 445    | 109 | 西福原六丁目803-9     | 115    | 177 | 淀江町佐陀1963-13    | 109    |
| 38 | 上福原三丁目1467-11    | 140    | 111 | 夜見町2993-35      | 187    | 178 | 岡三柳5419-2       | 1,018  |
| 40 | 夜見町2952-12       | 186    | 112 | 蚊屋766ほか5        | 879    | 179 | 泉706-406        | 364    |
| 41 | 東福原八丁目1156-20    | 120    | 113 | 河崎3420          | 1,180  | 180 | 赤井手411-6        | 1,283  |
| 45 | 河岡316-39         | 373    | 114 | 岡三柳5419-1       | 1,854  | 182 | 蚊屋171-12        | 318    |
| 46 | 西福原九丁目1875       | 111    | 115 | 岡三柳5473         | 2,828  | 183 | 中島一丁目62-37      | 235    |
| 47 | 大篠津町112-9        | 200    | 116 | 新開七丁目1902       | 1,499  | 184 | 富益町28-57        | 170    |
| 50 | 夜見町3075-27       | 220    | 117 | 観音寺新町一丁目25      | 1,922  | 185 | 岡三柳3013-24      | 107    |
| 52 | 新開二丁目1369-15ほか2  | 231    | 118 | 観音寺新町二丁目133     | 4,630  | 186 | みのり町674-15ほか1   | 1,979  |
| 53 | 尾高869-11ほか1      | 353    | 119 | 観音寺新町三丁目57      | 1,786  | 187 | 夜見町3078-93      | 123    |
| 57 | 和田町60-20         | 104    | 120 | 観音寺新町四丁目9       | 1,598  | 189 | 河崎989-13ほか2     | 158    |
| 58 | 新開四丁目1542-17     | 127    | 121 | 観音寺新町四丁目48      | 1,258  | 190 | 米原八丁目81-21      | 110    |
| 61 | 尾高112-10ほか3      | 529    | 124 | 上福原四丁目1576-5    | 174    |     |                 |        |
| 63 | 河岡360-10ほか1      | 214    | 125 | 東福原七丁目1095-34   | 215    |     |                 |        |
| 小計 | 43 施設            | 19,525 | 小計  | 43 施設           | 33,072 | 小計  | 41 施設           | 15,572 |
|    |                  |        |     |                 |        | 合計  | 127 施設          | 68,169 |

【都市公園に類似する施設】

| 番 号 | 名 称               | 所 在 地                    | 面積（㎡）  |
|-----|-------------------|--------------------------|--------|
| 2   | 佐 陀 川 緑 地         | 尾高、赤井手及び河岡地内             | 13,300 |
| 4   | 加 茂 新 川（弓ヶ浜公園内）   | 両三柳地内 ※面積は弓ヶ浜公園に含む       |        |
| 5   | 水 貫 川 緑 地 帯       | 皆生三丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目地内 | 2,250  |
| 7   | 皆 生 ポ ケ ッ ト パ ー ク | 皆生温泉二丁目地内                | 200    |
| 13  | 淀江駅前広場（ 1,275㎡ ）  | 淀江町淀江297-4ほか             | 1,275  |
|     |                   |                          |        |
| 計   | 5 施設              |                          | 17,025 |

## 施設概要

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生海浜公園（図面番号：A）                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生温泉四丁目及び三丁目地内                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (3) 建物構造   | ○モニュメンタルシェルター（鉄骨造）<br>○便所（鉄筋コンクリート造）<br>○東屋（木製）                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (4) 敷地面積   | 17,000平方メートル                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (5) 建築面積   | 738.10平方メートル（モニュメンタルシェルター）<br>76.06平方メートル（東屋4棟）<br>168.83平方メートル（便所3棟）                                                                                                                                                                                                                                          |
| (6) 設置時期   | 昭和36年4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (7) 主な施設内容 | モニュメンタルシェルター（ステージ、ゲートボール場）、東屋、砂入り人工芝ゲートボール場（3面）、地下水くみ上げポンプ、カナル、身体障がい者用便所（2棟）、展望台付便所（シャワー室を含む。）、彫刻、夜間照明設備（一式）、駐車場（7台収容（うち障がい者用1台））、国旗掲揚ポール、遊具等                                                                                                                                                                  |
| (8) 施設の現状  | 近隣公園として供用されている本公園は、子どもから高齢者まで多様な世代が利用しており、様々なイベントが年間通して実施されている。                                                                                                                                                                                                                                                |
| (9) 特記事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内の足湯施設の維持管理業務は、皆生温泉旅館組合が行うため指定管理者の管理対象外。ただし、修繕に関しては皆生温泉旅館組合との協議の結果、市が費用負担することとなり修繕額60万円未満の場合は、指定管理者が対応する。</li> <li>・公園内の松は、防害虫を予防する薬剤を施すこと。</li> <li>・公園内の彫刻は、指定管理者の管理対象外。</li> <li>・多目的広場照明施設は、指定管理者の管理対象外。</li> <li>・公園内の自家用電気工作物の保安全管理業務は、指定管理者の管理対象外。</li> </ul> |

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生新田中央公園（図面番号：B）                       |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生新田三丁目地内                           |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）<br>○東屋（鉄筋コンクリート造）       |
| (4) 敷地面積   | 10,011平方メートル                           |
| (5) 建築面積   | 15.3平方メートル（便所）<br>11.56平方メートル（東屋）      |
| (6) 設置時期   | 昭和63年3月                                |
| (7) 主な施設内容 | 水飲・手洗場、便所、東屋、コンビネーション遊具、藤棚、彫刻等         |
| (8) 施設の現状  | 近隣公園として供用開始している本公園は、子どもから高齢者までが利用している。 |
| (9) 特記事項   | 公園内の彫刻は、指定管理者の管理対象外。                   |

## 施設概要

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 弓ヶ浜公園（図面番号：E）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (2) 所 在 地  | 米子市両三柳地内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (3) 建物構造   | ○シェルター（鉄骨）○多目的広場上屋（鉄骨）<br>○パークセンター（鉄筋コンクリート）○噴水ポンプ室（鉄筋コンクリート）<br>○多機能型便所（鉄筋コンクリート）○和田浜便所（木造）                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (4) 敷地面積   | 109,380平方メートル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (5) 建築面積   | 191.15平方メートル（パークセンター）、215.25平方メートル（多目的広場上屋）<br>136.37平方メートル（便所4棟）、36.04平方メートル（シェルター）<br>17.47平方メートル（ポンプ室）、8.75平方メートル（お話小屋）                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6) 設置時期   | 平成10年10月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (7) 主な施設内容 | パークセンター、芝生広場、便所（4か所、授乳室）、水飲・手洗場、大型コンビネーション遊具、お話小屋、砂場、藤棚、バスケットコート、スケートボードコート、風力発電機、時計・風速計、ポンプ室（スプリンクラー・池・散水用）、スプリング遊具・ブランコ等、駐車場（451台収容（うち身体障がい者用12台、バス8台））等                                                                                                                                                                                                  |
| (8) 施設の現状  | 総合公園として整備している本公園は、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の遠足等の利用が多い。また、様々なイベントが年間を通じて開催されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (9) 特記事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園入口付近の便益施設（飲食店）に附属するウッドデッキの維持管理は、指定管理者の管理業務の対象。</li> <li>・公園入口付近の自家用電気工作物及びガス設備は、便益施設（飲食店）に附属する施設であるため、指定管理者の管理対象外。</li> <li>・公園入口付近の便益施設（飲食店）に隣接する駐車場の維持管理は、指定管理者の管理業務の対象。</li> <li>・公園内の自家用電気工作物の保安全管理業務は、指定管理者の管理対象外。</li> <li>・公園内のマンホールポンプ場の巡回点検業務は、指定管理者の管理対象外。</li> <li>・公園内の松は、妨害虫を予防する薬剤を施すこと。</li> </ul> |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 大篠津山口公園（図面番号：J）                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市大篠津町地内                                |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）                                  |
| (4) 敷地面積   | 447平方メートル                                |
| (5) 建築面積   | 12平方メートル（東屋）                             |
| (6) 設置時期   | 平成5年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 東屋、水飲み台、園内灯、滑り台、鉄棒3連、ブランコ2連等             |
| (8) 施設の現状  | 都市公園として供用開始している本公園は、子ども会や、地元自治会に利用されている。 |



## 施設概要

|            |                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 日野川堰緑地（図面番号：K）                                                                                                                                              |
| (2) 所 在 地  | 米子市古豊千及び福市地内                                                                                                                                                |
| (3) 建物構造   | ○便所（F R P 一部鉄骨）                                                                                                                                             |
| (4) 敷地面積   | 112,000平方メートル                                                                                                                                               |
| (5) 建築面積   |                                                                                                                                                             |
| (6) 設置時期   | 平成6年3月                                                                                                                                                      |
| (7) 主な施設内容 | ゲートボール場、ラジコン練習場、便所等                                                                                                                                         |
| (8) 施設の現状  | 本公園は、グランドゴルフやラジコン練習場として利用されている。                                                                                                                             |
| (9) 特記事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本公園は、国土交通省から占用を受け、都市公園として供用している。</li> <li>・公園内の工作物等の維持管理は、指定管理者の管理業務の対象。日野川の出水時は、指定管理者が公園内の工作物等の一時撤去を行う。</li> </ul> |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 三柳団地 1 号公園（図面番号：6）                       |
| (2) 所 在 地  | 米子市両三柳地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）                                  |
| (4) 敷地面積   | 3,100平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 2.56平方メートル（東屋）                           |
| (6) 設置時期   | 昭和39年4月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 東屋、園内灯、手洗い場、ステージ、ブランコ2連、シーソー、鉄棒2連等       |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 三柳団地 2 号公園（図面番号：7）                       |
| (2) 所 在 地  | 米子市両三柳地内                                 |
| (3) 建物構造   |                                          |
| (4) 敷地面積   | 1,602平方メートル                              |
| (5) 建築面積   |                                          |
| (6) 設置時期   | 昭和39年4月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 時計、園内灯、手洗い場、ブランコ2連、鉄棒2連、砂場等              |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 上福原団地公園（図面番号：10）                         |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生温泉一丁目地内                             |
| (3) 建物構造   |                                          |
| (4) 敷地面積   | 535平方メートル                                |
| (5) 建築面積   |                                          |
| (6) 設置時期   | 昭和45年9月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 滑り台、シーソー2連、鉄棒2連、ブランコ2連等                  |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 西福原公園（図面番号：12）                                                    |
| (2) 所 在 地  | 米子市西福原四丁目地内                                                       |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                                                    |
| (4) 敷地面積   | 4,037平方メートル                                                       |
| (5) 建築面積   | 8平方メートル(便所)                                                       |
| (6) 設置時期   | 昭和48年4月                                                           |
| (7) 主な施設内容 | テニスコート2面、シェルター、園内灯、便所、水飲み台、鉄棒3連、ブランコ4連、滑り台、スプリング遊具1基、砂場、クライミング遊具等 |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。                          |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 福生公園（図面番号：２２）                            |
| (2) 所 在 地  | 米子市上福原二丁目地内                              |
| (3) 建物構造   |                                          |
| (4) 敷地面積   | 473平方メートル                                |
| (5) 建築面積   |                                          |
| (6) 設置時期   | 昭和53年5月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、滑り台、ブランコ２連等                     |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 福米公園（図面番号：23）                            |
| (2) 所 在 地  | 米子市西福原六丁目地内                              |
| (3) 建物構造   |                                          |
| (4) 敷地面積   | 464平方メートル                                |
| (5) 建築面積   |                                          |
| (6) 設置時期   | 昭和55年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、滑り台、ブランコ2連、雲梯、砂場等               |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 福原公園（図面番号：26）                                 |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生五丁目地内                                    |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                                |
| (4) 敷地面積   | 1,026平方メートル                                   |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル（便所）                                 |
| (6) 設置時期   | 昭和54年3月                                       |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、雲梯、鉄棒3連、ブランコ4連、ジャングルジム、砂場等 |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。      |

## 施設概要

|            |                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 大篠津公園（図面番号：28）                                                   |
| (2) 所 在 地  | 米子市大篠津町地内                                                        |
| (3) 建物構造   | ○便所（FRP製）                                                        |
| (4) 敷地面積   | 4,034平方メートル                                                      |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル（便所）                                                    |
| (6) 設置時期   | 昭和55年3月                                                          |
| (7) 主な施設内容 | テニスコート2面、駐車場（18台（うち身体障がい者用2台））、便所、藤棚、ブランコ4連、鉄棒3連、滑り台、スプリング遊具、砂場等 |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。                         |

|            |                                                                                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 前地公園（図面番号：32）                                                                                                                             |
| (2) 所 在 地  | 米子市東福原二丁目地内                                                                                                                               |
| (3) 建物構造   |                                                                                                                                           |
| (4) 敷地面積   | 723平方メートル                                                                                                                                 |
| (5) 建築面積   |                                                                                                                                           |
| (6) 設置時期   | 昭和58年3月                                                                                                                                   |
| (7) 主な施設内容 | 滑り台2基、ブランコ2連、シーソー、鉄棒2連、スプリング遊具等                                                                                                           |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。                                                                                                  |
| (9) 特記事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内の神社は、前地1区自治会が維持管理及び修繕を行っているため、指定管理者の管理対象外。</li> <li>・本公園は、国から土地を借受けて、都市公園として供用している。</li> </ul> |

## 施設概要

|            |                                         |
|------------|-----------------------------------------|
| (1) 名 称    | 中島公園（図面番号：33）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市中島二丁目地内                              |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                          |
| (4) 敷地面積   | 1,348平方メートル                             |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル(便所)                           |
| (6) 設置時期   | 昭和57年3月                                 |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、滑り台、ブランコ4連、鉄棒3連、砂場等      |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生新田西公園（図面番号：38）                         |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生温泉二丁目地内                             |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                           |
| (4) 敷地面積   | 1,000平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 6.96平方メートル(便所)                           |
| (6) 設置時期   | 昭和60年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 便所、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、ブランコ2連等            |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 旭が丘公園（図面番号：４０）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市大篠津町地内                                |
| (3) 建物構造   | ○便所（ＦＲＰ製）                                |
| (4) 敷地面積   | 1,589平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル(便所)                            |
| (6) 設置時期   | 昭和61年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、時計、便所、水飲み台、東屋、滑り台、ブランコ４連、鉄棒３連、砂場等    |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |



## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 上福原北公園（図面番号：43）                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生温泉四丁目地内                             |
| (3) 建物構造   |                                          |
| (4) 敷地面積   | 455平方メートル                                |
| (5) 建築面積   |                                          |
| (6) 設置時期   | 昭和61年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 手洗い場、藤棚、滑り台、ブランコ2連、雲梯、鉄棒3連等              |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生四軒屋公園（図面番号：45）                       |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生四丁目地内                             |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                         |
| (4) 敷地面積   | 708平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル(便所)                          |
| (6) 設置時期   | 昭和62年3月                                |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、雲梯、砂場等                  |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始する本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 福米西公園（図面番号：４８）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市西福原七丁目地内                              |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                           |
| (4) 敷地面積   | 3,058平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 6.72平方メートル(便所)                           |
| (6) 設置時期   | 平成2年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、木製コンビネーション遊具、ブランコ４連、砂場等   |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 車尾公園（図面番号：４９）                            |
| (2) 所 在 地  | 米子市車尾三丁目地内                               |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                           |
| (4) 敷地面積   | 777平方メートル                                |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル(便所)                            |
| (6) 設置時期   | 平成元年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、ブランコ２連、ジャングルジム、砂場等        |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                         |
|------------|-----------------------------------------|
| (1) 名 称    | 上福原南公園（図面番号：5 1）                        |
| (2) 所 在 地  | 米子市上福原地内                                |
| (3) 建物構造   |                                         |
| (4) 敷地面積   | 544平方メートル                               |
| (5) 建築面積   |                                         |
| (6) 設置時期   | 平成5年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、滑り台、ブランコ2連、鉄棒2連、砂場等            |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 三柳上谷公園（図面番号：5 4）                         |
| (2) 所 在 地  | 米子市両三柳地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                           |
| (4) 敷地面積   | 2,515平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 6.96平方メートル(便所)                           |
| (6) 設置時期   | 平成3年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、木製コンビネーション遊具、ブランコ4連、砂場等   |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 福生東公園（図面番号：５５）                            |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生三丁目地内                                |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）<br>○東屋（木製）                 |
| (4) 敷地面積   | 4,118平方メートル                               |
| (5) 建築面積   | 6.72平方メートル(便所)、72平方メートル（東屋）               |
| (6) 設置時期   | 平成4年3月                                    |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、東屋、水飲み台、藤棚、木製コンビネーション遊具、ブランコ2連、砂場等 |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。  |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 堀川公園（図面番号：５７）                            |
| (2) 所 在 地  | 米子市西福原九丁目地内                              |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）<br>○東屋（木製）                |
| (4) 敷地面積   | 2,468平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 6.72平方メートル(便所)、10平方メートル（東屋）              |
| (6) 設置時期   | 平成5年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、東屋、コンビネーション遊具、ブランコ4連、鉄棒2連等   |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                           |
|------------|-------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生新田東公園（図面番号：５８）                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生新田二丁目地内                              |
| (3) 建物構造   | ○便所（鉄筋コンクリート造）                            |
| (4) 敷地面積   | 1,644平方メートル                               |
| (5) 建築面積   | 6.72平方メートル（便所）                            |
| (6) 設置時期   | 平成5年3月                                    |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、ブランコ２連、鉄棒３連、砂場等 |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。  |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生新田北公園（図面番号：６１）                         |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生新田三丁目地内                             |
| (3) 建物構造   |                                          |
| (4) 敷地面積   | 996平方メートル                                |
| (5) 建築面積   |                                          |
| (6) 設置時期   | 平成6年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、藤棚、コンビネーション遊具、砂場等               |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 夜見新開公園（図面番号：62）                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市夜見町地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）                                  |
| (4) 敷地面積   | 602平方メートル                                |
| (5) 建築面積   | 9平方メートル（東屋）                              |
| (6) 設置時期   | 平成8年4月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、東屋、滑り台、スプリング遊具、砂場等              |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 加茂北公園（図面番号：63）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市両三柳地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○便所（木製）<br>○東屋（木製）                       |
| (4) 敷地面積   | 2,658平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 51平方メートル（便所）、9平方メートル（東屋）                 |
| (6) 設置時期   | 平成8年4月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、東屋、ブランコ2連、すべり台、砂場等           |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |
| (9) 特記事項   | 本公園の南東に位置するゴミ集積所の区域は、公園区域外であり、クリーン推進課所管。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 東福原公園（図面番号：64）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市東福原七丁目地内                              |
| (3) 建物構造   | ○便所（FRP製）<br>○東屋（木製）                     |
| (4) 敷地面積   | 1,298平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル(便所)、12平方メートル（東屋）               |
| (6) 設置時期   | 平成9年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、東屋、コンビネーション遊具、ブランコ2連、砂場等     |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 和田南公園（図面番号：65）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市和田町地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）                                  |
| (4) 敷地面積   | 500平方メートル                                |
| (5) 建築面積   | 12平方メートル(東屋)                             |
| (6) 設置時期   | 平成9年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、東屋、滑り台、ブランコ2連、砂場等               |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 浜河崎公園（図面番号：66）                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市河崎地内                                  |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）                                  |
| (4) 敷地面積   | 2,102平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 9平方メートル(東屋)                              |
| (6) 設置時期   | 平成9年3月                                   |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、水飲み台、東屋、ブランコ4連、鉄棒3連、鉄棒2連、、すべり台、砂場等   |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 流通町北公園（図面番号：67）                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市流通町地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）<br>○便所（鉄筋コンクリート造）                |
| (4) 敷地面積   | 11,068平方メートル                             |
| (5) 建築面積   | 17.28平方メートル(便所)、53平方メートル（東屋）             |
| (6) 設置時期   | 平成13年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、東屋、コンビネーション遊具、スプリング遊具等       |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |
| (9) 特記事項   | 公園内にある調整池については、指定管理者の管理対象外。              |



## 施設概要

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 流通町南公園（図面番号：68）                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市流通町地内                                 |
| (3) 建物構造   | ○東屋（木製）<br>○便所（鉄筋コンクリート造）                |
| (4) 敷地面積   | 4,624平方メートル                              |
| (5) 建築面積   | 17.28平方メートル(便所)、16平方メートル（東屋）             |
| (6) 設置時期   | 平成13年3月                                  |
| (7) 主な施設内容 | 園内灯、便所、水飲み台、東屋等                          |
| (8) 施設の現状  | 街区公園として供用開始している本公園では、お年寄りから子どもまでが利用している。 |

## 施設概要

|            |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 佐陀川緑地（図面番号：2）                                           |
| (2) 所 在 地  | 米子市尾高、赤井手及び河岡地内佐陀川河川敷                                   |
| (3) 建物構造   |                                                         |
| (4) 敷地面積   | 13,300平方メートル                                            |
| (5) 建築面積   |                                                         |
| (6) 設置時期   | 平成8年3月                                                  |
| (7) 主な施設内容 | テニスコート（3面）、多目的広場                                        |
| (8) 施設の現状  | 多目的広場では、地元住民によってゲートボール、グランドゴルフ、テニス等多目的に活用されている。         |
| (9) 特記事項   | 本緑地帯は、鳥取県所有の河川敷にあるため、異常を発見した際には、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局に報告する。 |

|            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 加茂新川（弓ヶ浜公園内）（図面番号：4）                                 |
| (2) 所 在 地  | 米子市両三柳地内                                             |
| (3) 建物構造   |                                                      |
| (4) 敷地面積   |                                                      |
| (5) 建築面積   |                                                      |
| (6) 設置時期   | 平成12年3月                                              |
| (7) 主な施設内容 | 低木等花壇                                                |
| (8) 特記事項   | 本緑地帯は、鳥取県所有地であるため、異常を発見した際には、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局へ報告する。 |

## 施設概要

|            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 水貫川緑地帯（図面番号：5）                                       |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生三丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目地内                          |
| (3) 建物構造   |                                                      |
| (4) 敷地面積   | 2,250平方メートル                                          |
| (5) 建築面積   |                                                      |
| (6) 設置時期   | 昭和63年3月                                              |
| (7) 主な施設内容 | 低木等花壇                                                |
| (8) 特記事項   | 本緑地帯は、鳥取県所有地であるため、異常を発見した際には、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局へ報告する。 |

|            |                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 皆生ポケットパーク（図面番号：7）                                                 |
| (2) 所 在 地  | 米子市皆生温泉二丁目地内                                                      |
| (3) 建物構造   |                                                                   |
| (4) 敷地面積   | 200平方メートル                                                         |
| (5) 建築面積   |                                                                   |
| (6) 設置時期   | 平成10年3月                                                           |
| (7) 主な施設内容 | 低木等花壇及びモニュメント                                                     |
| (8) 施設の現状  | 本広場は、県道西福原皆生線沿いのバス発着場に隣接しているため、バスに乗車するまでの間の一時の憩いの場として、市民に活用されている。 |
| (9) 特記事項   | 施設については、鳥取県所有地であるため、異常を発見した際には、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局へ報告する。            |

## 施設概要

|            |                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 淀江駅前広場（図面番号：１３）                                     |
| (2) 所 在 地  | 米子市淀江町淀江297番地4ほか                                    |
| (3) 建物構造   |                                                     |
| (4) 敷地面積   | 1,275平方メートル                                         |
| (5) 建築面積   |                                                     |
| (6) 設置時期   |                                                     |
| (7) 主な施設内容 | 植樹ます、駐輪場等                                           |
| (8) 特記事項   | 本施設は、鳥取県所有地であるため、異常を発見した際には、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局へ報告する。 |

|            |                                                                     |
|------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称    | 開発行為等による公園                                                          |
| (2) 所 在 地  | 米子市内各所（１２７か所）                                                       |
| (3) 建物構造   | 鉄筋コンクリート（東屋）<br>鉄筋コンクリート、FRP（便所）                                    |
| (4) 敷地面積   | 68,169平方メートル                                                        |
| (5) 建築面積   | 1.2平方メートル（旭が丘２区緑地便所）、15.75平方メートル（皆生新田三丁目緑地便所）、26平方メートル（皆生新田三丁目緑地東屋） |
| (6) 設置時期   |                                                                     |
| (7) 主な施設内容 | 多目的広場、夜間照明設備（一式）、便所、東屋、フェンス、車止め等                                    |
| (8) 施設の現状  | 本緑地は、主に近隣住民が緊急避難する際の一時的な避難場所として利用することができる。また、住民にとって身近な憩いの場となっている。   |

## 令和6年度米子市都市公園等（外浜区域）管理運営状況

### 1 管理体制及び職員の配置状況

#### （1）管理体制

都市公園等（外浜区域）の管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により令和3年度から5年間、平井工業株式会社が行ってきた。ただし、次に掲げる業務は、市が直接処理を行っている。

ア 占用許可、利用許可等に関すること。

イ 公園使用料等の徴収並びに減免及び還付に関すること。

#### （2）職員の配置状況

都市公園等（外浜区域）の管理業務に従事した平井工業株式会社の職員の配置状況は、次のとおりである。

統括責任者（1人） └ 統括責任者補佐（1人） └ 弓ヶ浜公園パークセンター（6人）  
                                └ 事務長（1人）                                  └ 各公園等巡視員（10人）

### 2 運営に係る企画

- （1）年末年始の弓ヶ浜公園におけるイルミネーションスポットの提供
- （2）弓ヶ浜公園における子供を対象としたお菓子の配布（5月5日）
- （3）巡視用車両への自動体外式除細動器（AED）の搭載
- （4）弓ヶ浜公園のパンフレット配布

### 3 収入及び支出に係る決算の状況

都市公園等（外浜区域）の管理業務の収入及び支出に係る令和6年度の決算の状況は次のとおりである。

#### （1）収入の部

| 項目        | 金額（円）      |
|-----------|------------|
| 都市公園指定管理料 | 84,884,793 |
| 合計        | 84,884,793 |

## (2) 支出の部

| 項目       | 金額 (円)     |
|----------|------------|
| 人件費      | 47,732,123 |
| 消耗品費     | 883,932    |
| 燃料費      | 2,862,347  |
| 修繕費      | 1,685,500  |
| 通信運搬費    | 317,048    |
| 手数料      | 2,677,458  |
| 保険料      | 499,704    |
| 委託料      | 7,316,459  |
| 使用料及び賃借料 | 296,788    |
| 原材料費     | 89,887     |
| 備品購入費    | 355,164    |
| 公課費      | 104,200    |
| 研修費      | 46,957     |
| 雑費       | 565,956    |
| 光熱水費等    | 6,020,388  |
| 諸経費      | 5,714,083  |
| 消費税      | 7,716,799  |
| 合 計      | 84,884,793 |

## 4 光熱水費等の支出の状況

令和6年度における光熱水費等の支出の状況は、次のとおりである。

| 項目     | 支出額 (円)   |
|--------|-----------|
| 電気料金   | 3,728,458 |
| 水道料金   | 1,392,023 |
| 下水道使用料 | 899,907   |
| 計      | 6,020,388 |

## 5 委託料の支出の状況

令和6年度における委託料の支出の状況は、次のとおりである。

|    | 内容                  | 委託料等（円）   |
|----|---------------------|-----------|
| 1  | わくわくランド機械警備         | 311,600   |
| 2  | 弓ヶ浜公園夜間警備           | 96,000    |
| 3  | 和田浜丸太小屋便所浄化槽保守管理業務  | 271,600   |
| 4  | 遊具定期点検              | 2,252,200 |
| 5  | 廃棄物処分               | 50,450    |
| 6  | 浄化槽法定検査             | 13,100    |
| 7  | 職員健康診断              | 36,084    |
| 8  | 皆生海浜公園保守点検管理業務      | 360,000   |
| 9  | 都市公園維持管理業務（自治会への委託） | 735,998   |
| 10 | 和田浜丸太小屋便所維持管理委託業務   | 72,043    |
| 11 | パソコン保守              | 3,000     |
| 12 | 弓ヶ浜公園池ポンプ調整業務       | 29,000    |
| 13 | 弓ヶ浜公園ライトアップ事業       | 90,000    |
| 14 | その他（高所作業所レンタル等）     | 2,153,217 |
| 15 | 弓ヶ浜公園内修繕等           | 842,167   |
|    | 合計                  | 7,316,459 |

**指定管理者による米子市都市公園等**

**管理業務仕様書**



# 管理運営業務の内容及び基準

## 1 管理体制の確保

指定管理者は、米子市都市公園等の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第17条に定めるところによるほか、次のとおり業務執行体制を整備しなければならない。

### （1）弓ヶ浜公園パークセンター（外浜区域に限る。）

- ア 弓ヶ浜公園の管理業務に従事させる職員を常時2人以上配置すること。
- イ 開設時間は、3月1日から10月31日までの期間については午前8時30分から午後7時15分までとし、これ以外の期間については午前8時30分から午後6時15分までとすること。なお、開設時間は、市と協議の上で、利用者対応の状況に応じ変更することができる。
- ウ 弓ヶ浜公園パークセンターには、外浜区域の公園利用者からの問合せ等に対応する電話窓口を設置すること。なお、電話窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

### （2）湊山公園管理センター（内浜区域に限る。）

- ア 湊山公園の管理業務に従事させる職員を常時2人以上配置すること。
- イ 開設時間は、原則として、4月1日から10月31日までの期間については午前8時30分から午後7時15分までとし、これ以外の期間については午前8時30分から午後5時15分までとすること。なお、開設時間は、市と協議の上で、利用者対応の状況に応じ変更することができる。
- （ウ）湊山公園管理センターには、内浜区域の公園利用者からの問合せ等に対応する電話窓口を設置すること。なお、電話窓口の開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

### （3）湊山公園猿舎管理詰所（内浜区域に限る。）

- （ア）猿舎の管理業務に従事させる職員を常時1人以上配置すること。
- （イ）猿舎内において給餌、清掃等の作業を行う場合は、3名以上の職員により実施することとし、うち1名は猿舎の扉開閉時の見張りを行うこと。
- （ウ）開所時間は、原則として、午前7時から午後5時15分までとすること。なお、開設時間は、市と協議の上で、利用者対応の状況に応じ変更することができる。

## 2 公園施設等の管理運営業務

### （1）運営方針

基本協定書に基づき、利用者及び地域住民のニーズの把握と公平な管理運営に努めなければならない。

### （2）公園施設の運営

公園施設の運営は、次のとおり行うものとする。ただし、この仕様書に定めのない事項については、市の指示を受け、運営を行うものとする。

#### ア 施設の応急対応

指定管理者は、市又は市民等より都市公園等の施設の修繕や不備等の連絡があった場合は、現場を確認し必要に応じて適切な処置を講じるとともに、現場の状況や対応を市に報告すること。なお、市への報告については、次のとおり行うこと。

| 内容              | 報告方法                                                                        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 緊急性又は重要性の高い事案など | 速やかに電話等にて報告すること。なお、報告内容については、電話等による報告とは別に、事案があった日の属する月における業務報告書においても報告すること。 |
| 問合せへの対応、軽微な修繕など | 月ごとに提出する業務報告書にて報告すること。                                                      |

#### イ 施設の使用中止等

天気予報等に常に注意し、雨天等により公園施設の使用が不可能又は不相当と予測される場合は、使用を中止する等の適切な処置を講じ、その旨を市に連絡すること。

### 3 公園施設の使用許可等に関する業務

指定管理者は、都市公園等の使用許可等に関する業務を次により行うものとする。

- (1) 指定管理者は、行為許可（米子市都市公園条例第8条による許可）又は行政財産使用許可（公有財産規則第21条による許可）を受けて行われている行為について、必要に応じ、その状況の確認を行うこと。なお、これらの行為が終了した後、使用設備が適正に撤去され、又は返却されており、都市公園等が現状回復していることを確認すること。
- (2) 指定管理者は、公園施設設置許可（都市公園法第5条による許可）、占用許可（都市公園法第6条による許可）又は公園施設管理許可（都市公園法第5条による許可）、行政財産使用許可（公有財産規則第21条による許可）を受けて、占用又は設置される物件について、必要に応じその状況の確認を行うこと。なお、許可期間が終了した後、物件が適正に撤去され、都市公園等が現状回復していることを確認すること。
- (3) 内浜区域の指定管理者は、必要に応じ、米子市営野外ステージの使用者について、その者が米子市都市公園条例第11条による許可を受けているか、許可者の提示を求めて確認を行うこと。
- (4) 指定管理者は、行為許可等による催し等や都市公園等の利用の促進に資する事業者等が、都市公園等を円滑に利用できるよう協力するとともに、環境の整備を行うこと。
- (5) 指定管理者は、都市公園等の使用に係る相談及び案内等の業務を行うこと。
- (6) 指定管理者は、都市公園等の利用状況を確認すること。

### 4 巡視、施設点検及び利用指導

指定管理者は、次に定めるところにより巡視及び利用指導を行わなければならない。

- (1) 都市公園等の巡視計画を定めて巡視を行うものとし、必ず月1回以上は、全ての都市公園等の巡視を実施すること。
- (2) 前項の巡視の実施に併せて、都市公園等の施設を点検すること。なお、施設の点検は、

次の表に定めるとおりとすること。

| 点検施設  | 点 検 方 法         |
|-------|-----------------|
| 園路・広場 | 目視・排水状況         |
| 修景施設  | 目視・触診・病虫害の有無    |
| 管理施設  | 目視・排水状況・水洗状況・触診 |
| 便益施設  | 目視・排水状況・水洗状況・触診 |
| 休養施設  | 目視・触診           |
| 遊戯施設  | 目視・打診・触診        |
| 運動施設  | 目視・触診           |
| 教養施設  | 目視・触診           |
| その他施設 | 目視・排水状況・水洗状況・触診 |

※点検施設の種類については、都市公園法施行令第5条を参照のこと。なお、米子市都市公園指定管理者募集要項の別添3「施設概要」の特記事項内で管理対象外として掲げる物件又は、別添6「指定管理者の管理対象外の施設一覧表」の物件は点検の対象外とする。

- (3) 巡視、利用指導及び施設点検は、利用者が安全快適に利用することができるよう配慮して行うこと。
- (4) 施設点検の結果、破損や経年劣化等により修繕が必要な施設があった場合は、市にその旨を報告するとともに、必要に応じ施設の使用中止等の適切な処置を講じ、修繕額が60万円未満の場合は、速やかに修繕を行うこと。なお、修繕額が60万円以上となる場合は、修繕の見積りと当該公園施設の過去の点検結果や修繕履歴等も含めて市に報告すること。
- (5) 常に利用者及び来園車両の動向を総合的に判断し、適切な指導及び管理を迅速に行うことができるよう心掛けること。
- (6) 巡視に際し、不適切な利用を行っている者又は明らかにそのおそれがあると認められる者を発見し、又はその旨の報告があった場合は、直ちにこれを制止して、適切かつ安全な利用を行わせるよう努めること。
- (7) 利用者が前号の制止に応じない場合で、必要と認めるときは、直ちにその旨を市に報告し、その指示を受けること。
- (8) 都市公園等で緊急を要する事態が発生した場合は、臨機の措置をとるとともに、速やかにその旨を市に連絡し、併せて書面により詳細を報告すること。

## 5 地元自治会等へ都市公園施設維持の促進

指定管理者は、都市公園の中で最も住民に身近な街区公園等の施設を利用する地元自治会等に対し維持管理への協力を求めるため、都市公園施設維持業務委託契約を年度当初に締結するものとし、当該自治会との連絡調整に努めること。

## 6 ボランティアとの協働事業の推進

指定管理者は、都市公園等におけるボランティアの受入れ等市民との協働による管理業務の推進に努めるものとする。

なお、ボランティアの受入れ等市民との協働による管理業務を行ったときは、その詳細について市への報告を行うものとする。

## 7 要望及び苦情の処理

各区域の指定管理者は、それぞれの区域で管理するすべての都市公園等において、自らの問合せ先を掲示して要望及び苦情等について対応すること。

### (1) 問合せ先の掲示個所数

問合せ先の掲示数は、次のとおりとすること。

| 公園区分                       | 掲示数                  |
|----------------------------|----------------------|
| 弓ヶ浜公園、湊山公園及び皆生海浜公園         | 公園利用者が視認しやすい場所に3カ所以上 |
| 弓ヶ浜公園、湊山公園及び皆生海浜公園以外の近隣公園等 | 入口等に2カ所以上            |
| 街区公園                       |                      |
| 緑地等                        | 入口等に1カ所以上            |

### (2) 問合せ先の掲示例

問合せ先の掲示内容については、次の例によること。

公園（緑地等）の管理は〇〇〇〇が行っています。  
公園（緑地等）の施設の不具合、破損等に関するお問い合わせは、  
下記の連絡先にご連絡ください。

指定管理者連絡先 〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

午前8時30分から午後5時15分まで

※緊急の場合は、上記時間に関わらず指定管理者にご連絡ください。

## 8 ホームレスへの対応

指定管理者は、都市公園等におけるホームレスに関し、市と連携しながら次の業務を行うものとする。

- (1) 定住型ホームレスに関する公園内での活動についての調査
- (2) 移動型ホームレスに関する移動状況の調査及び把握
- (3) 空テント、廃棄物等の処理
- (4) ホームレスが飼っている犬等の監視・保健指導
- (5) その他市の指示する事項

## 9 市への業務報告及び連絡調整

- (1) 指定管理者は、業務（巡視、点検、修繕、清掃その他維持管理作業、窓口運営等をいう。）の内容を都市公園等管理日誌に毎日記載するとともに、月ごとに業務報告書を作成すること。
- (2) 業務報告書は当該月分をその翌月の10日までに提出すること。ただし、その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い市の休日でない日に提出すること。また、市から請求があった場合は、速やかに提出すること。
- (3) 苦情及び要望の処理状況は、その都度記録し、2（2）アの報告方法に準じて市に報告すること。
- (4) 指定管理者は、米子市役所の開庁時間等に関わらずに、常に市からの連絡に応じることが可能な体制を構築すること。

## 10 非常時対応

指定管理者は、非常時の対応として、待機連絡と初動対応が可能となるよう管理体制を確立しておくものとし、非常時にあっては、市、警察、消防等と連携を取りながら対応すること。なお、非常時とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 鳥取地方気象台発表の気象注意報・警報が発令された場合及び震度4以上の地震その他の自然災害発生時
- (2) 感染症、事件等の危険事象発生時
- (3) その他利用者の生命、身体等への被害が及ぶおそれがあるとき。

## 11 異常気象、災害等による利用の禁止又は制限

指定管理者は、異常気象、災害等が発生したときは、公園施設の利用の禁止又は制限の措置を講じなければならない。なお、利用の禁止又は制限の措置は、市と連携を取りながら行うものとするが、緊急時については、指定管理者において必要な措置を行うこととし、事後、その旨を市に報告しなければならない。

その際、都市公園等の施設及び占用物件の確認を行い、必要に応じて適切な措置を行わなければならない。

## 12 事故等救援活動

- (1) 指定管理者は、利用者の事故等救援活動を要する事態が発生し、又は利用者から救援の要請を受けたときは、直ちに、最も適切な措置を講じるとともに、その旨を市に連絡しなければならない。
- (2) 指定管理者は、(1)の措置を講じたときは、必要に応じ、その結果を速やかに、書面により市に報告するものとする。

## 13 市が行う実地調査等の応諾

指定管理者は、市が実地調査等を行うに際しては、これを拒み、妨げ、又は資料若しくは報告

書の提出を拒んではならない。

#### **14 定めのない事項に関する協議**

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項の取扱いについては、必要に応じ、市と指定管理者が協議の上、協定において定めるものとする。

# 維持管理業務の内容及び基準

## 一般園地管理業務

### 1 植物管理業務

#### (1) 基本事項

- ア 植物管理に関しては、この「維持管理業務の内容及び基準」及び「植栽維持管理特記仕様書」に基づき行うこととし、利用者が都市公園等の施設を快適で安全に使用することができるように管理すること。
- イ 植物管理は、利用者の安全を確保しつつ、病虫害の防除及び施肥を実施し、花木等については開花期及びせん定時期に注意する等、最も適切な時期又は方法を選び実施すること。なお、除草剤は、原則として、使用しないこと。
- ウ 作業は、原則として、利用者が多い日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）並びに日曜日及び土曜日には行わないこと。
- エ 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行うこと。
- オ せん定や伐採により発生する植物残材については、できる限り再資源（チップ）化などのリサイクルに努めること。

#### (2) 管理基準の概要

標準的な業務内容については、次のとおりとする。

##### ア 草地管理

除草は、すべての都市公園等で年1回以上は行うこととし、都市公園等の利用状況を考慮するとともに市又は市民等からの要望に応じて随時実施する。

##### イ 樹木管理

- (ア) 剪定は、都市公園等の全域を施工対象範囲とすること。
- (イ) 高木（樹高3m以上）の剪定や樹木の管理等については、指定管理者に造園技能士（1級）を1名以上配置するか、造園工事業の建設業許可を得ており造園技能士（1級）の配置が可能な施工業者に業務委託することにより実施すること。
- (ウ) 中低木（樹高3m未満）の剪定や樹木の管理等については、指定管理者が、造園技能士（1級）等の植栽に関する専門的知識を有する者から指導を受けられる体制を構築し、その指導に基づき実施すること。
- (エ) 次表に掲げる都市公園等の松については、造園技能士（1級）等の植栽の専門的知識を有する者から指導を受け、妨害虫を予防する薬剤を施し、防除に努めること。

| 都市公園   | 対象       |
|--------|----------|
| 弓ヶ浜公園  | 公園内の松    |
| 皆生海浜公園 | 公園内の松    |
| 湊山公園   | 大正天皇御手植松 |

- (オ) 高所作業となる場合は、利用者の立入りを完全に制限し、十分な安全対策の下で施工す

ること。

(カ) 施肥は、都市公園等の全域を施行対象範囲とし、必要に応じて実施すること。

(キ) 落葉期には、施設及びその周辺を中心に清掃を実施すること。

(ク) 植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。やむを得ず農薬を散布する場合は、周囲への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮し、散布後、標示をしておくこと。

(ケ) 危険木、越境木及び苦情木の処理は、次のとおりとすること。

a 作業箇所

作業箇所は、都市公園等の全域を施工対象範囲とし、実施すること。

b 警察協議等

本業務を一般道路沿いで作業する場合には、必要に応じて警察等の関係機関と事前協議を行うこと。交通整理員は、必要に応じて配備すること。

c 施工方法

- ・作業については、十分な安全管理を行うこと。
- ・高木撤去作業の場合は、原則として機械による吊り切り作業とすること。
- ・撤去の場合は、地上部の地際で伐採すること。

d 緊急時措置

- ・倒木等が発生した場合は、速やかに対応すること。
- ・台風接近時には、夜間待機等の即応体制をとること。
- ・風水害、震災等の緊急時には、市と協議の上、速やかに対応すること。

## ウ 再資源（チップ）化

樹木せん定後の処分枝等の再資源（チップ）化の実施に努めること。

## エ 草花管理

草花管理は、花壇について四季を通じて常に美しく鑑賞することができるように育成管理を行うこと。その他の都市公園等内の花壇については、ボランティア等の協力を得るなど、市民との協働により、良好な管理に努めること。

## 2 清掃業務

### (1) 基本事項

ア 都市公園等にはごみ箱を設置せず、利用者にはごみの持ち帰りを促すこと。

イ 園内清掃及び便所清掃は、利用者に不快感を与えないよう常にきれいな状態を維持するよう努めること。

ウ 定期的な巡視において、汚れの激しい箇所、便所等はその都度清掃を実施し、対処すること。

### (2) その他

ア 都市公園等内の拾得物については、台帳を作成し、原則として所管の警察に届けること。

イ 不法投棄された品物（家電リサイクル品、タイヤ等）については、発見次第直ちにその旨を市に連絡し、関係法令に基づき適正に処分すること。

ウ 便所清掃においては、消毒作業中及び乾くまでの間は便所の使用を禁止し、作業中も、溶



液の取扱いには十分注意すること。

- エ ベンチ、テーブル及び手すりの清掃は随時行うこと。
- オ 各種案内板等の板面清掃を定期的に行うこと。
- カ 園内において発生したごみは、分別収集して、それぞれ適切に処分すること。

### 3 調査報告について

維持管理業務において、継続的に処理数量を把握することが必要な項目について、基本協定書に定める「事業報告書」により報告すること。

## 施設管理業務

### 1 留意事項

- (1) 利用者が安全で快適に利用することができるよう、建物、工作物、設備等の施設を効率的かつ経済的に管理を行うこと。なお、施設の長寿命化のため、必要に応じて防錆処理を行うこと。
- (2) 安全面、衛生面及び機能面の確保がなされるよう適切な管理を行うこと。
- (3) 日常及び定期的な施設の点検と補修、機器等の正しい運転、清掃等の保守管理を行うこと。また、点検及び補修等の記録を行うこと。

### 2 管理基準の概要

都市公園等の管理方法については、関係法令に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

#### (1) 弓ヶ浜パークセンター管理棟（外浜区域に限る。）

公園の窓口として、利用者が快適に感じられるよう、明るく、清潔に保つこと。

#### (2) 湊山公園管理センター（内浜区域に限る。）

公園の窓口として、利用者が快適に感じられるよう、明るく、清潔に保つこと。

#### (3) 猿ヶ島（内浜区域に限る。）

ア 猿舎内外を清潔に保ち、猿の飼育をするとともに、猿の健康状態を管理し、利用者への一般観覧に対して、必要に応じて応対すること。また、猿及び猿舎の施設に異常が生じた場合等の際には、市及び関係機関に報告すること。

イ 年度内に2回以上は猿の全頭捕獲を行い、猿に備え付けられているマイクロチップにより個体の確認を行うこと。

ウ 猿の頭数について、360度カメラ等を用いて1日1回以上確認を行うこと。

エ 猿ヶ島のフェンスについては、目視で1日1回以上、触手で2ヶ月に1回以上の点検を行い、異常があった場合は、市に報告するとともに、補修等の応急対応を行うこと。なお、点検結果や補修等については記録に残すこと。

オ 指定管理者は、市からの要望等に応じて随時猿の捕獲を行うこと。

#### (4) 休憩所・あずま屋

利用者が、常時、快適に利用することができるようにすること。

#### (5) 園路

- ア 常に良好な状態に保ち、利用者に支障のないよう適切に管理すること。
- イ 災害等で直ちに復旧が不可能な場合は、バリケード等の設置により通行止め等の処置を行った上、市と協議すること。

#### (6) 遊戯広場

- ア 遊具の点検を、遊具安全点検特記仕様書に基づき実施すること。
- イ 砂場は、適宜清掃を行い、常に良好な状態の維持に努めること。また、巡視時においてガラス、ふん等を発見した場合は、速やかに除去すること。

#### (7) 池面等管理

利用者に不快感を与えないよう常にきれいな状態を維持するよう努めること。

#### (8) 給水設備

毎月の使用量を確認するとともに、定期的に点検を行い、漏水等がないよう努めること。また、巡視時に漏水又は不正使用を発見した場合は、直ちに、修理、修繕又は使用者への注意喚起を行うこと。

#### (9) 排水設備（雨水・污水）

必要に応じて管清掃、側溝清掃等を行い、排水機能の維持に努めること。

#### (10) 電気設備

- ア 定期点検、清掃等を実施するとともに、適切な維持管理に努め、常に安全使用の確保を図ること。特に、電気事業法（昭和39年法律第170号）等により義務付けられている点検、届出等は、市が電気保安業務を委託する者の報告により確認を行い、保守業務について別途市と協議すること。
- イ 外灯、フットライト、及び便所の照明については、十分な照度を確保するとともに、無駄のないように点灯時間を設定すること。
- ウ 電球、安定器等の交換を適切に行うこと。
- エ 外灯の管理業務については、既にLED化している外灯及び令和7年度にLED化する外灯の電球交換は管理業務の対象外とする。

#### (11) その他公園施設点検

定期点検、清掃等を実施し、常に安全使用の確保を図らなければならない。特に、法令等により義務付けられている点検、届出等は必ず実施し、監督所管庁の検査又は確認を受けなければならない。

#### (12) その他

- ア 都市公園等の利用の把握  
行為許可申請書等により、都市公園等の利用を把握するとともに、利用者の指導及び調整を行うこと。また、都市公園等の利用を優先するため、除草等維持管理に係る作業と当該利用とが重複しないように配慮すること。
- イ 用地の保全  
都市公園等の外周の境界や不法占用の有無などの状況を把握し、異常があった場合は、その旨を市に報告すること。
- ウ 協定  
都市公園等の利用上、必要な維持管理基準については、市と指定管理者が締結する協

定書において最終的に決定するものとする。

# 植 栽 維 持 管 理 特 記 仕 様 書

## 1 一般事項

- (1) 各植栽の維持管理に当たっては、利用者等の安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、せん定、刈り込み、除草等、植栽の生育及び育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び、実施すること。
- (2) 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見及び除去を行うこと。
- (3) せん定等により発生した枝葉等については、できる限り再資源(チップ)化等のリサイクルに努めること。
- (4) 全ての維持管理作業において、危険防止のため作業区域を安全柵等で囲い、作業中であることを明示し、利用者等の安全確保に努めること。

## 2 除草及び草刈り

- (1) 除草又は草刈りを行う場合は、都市公園等を常に美しく保つため具体的な作業計画を立て実施すること。
- (2) 除草は、雑草を根から除去し、草刈りは、植栽及び施設等を損傷しないよう注意して行うこと。また、ゴミ、枯枝等も合わせて取り除くこと。
- (3) 除草剤は、原則として使用しないこと。

## 3 芝生地管理

- (1) 芝生を常に良好な状態に保つため、通年の気候及び利用状態等を勘案して、芝生の育成状態を把握し、除草、芝刈り等を適期に行うこと。
- (2) 芝刈りは、植栽及び施設等を損傷しないよう注意し、刈残しやムラのないよう均一に刈り込むこと。

## 4 中低木管理

- (1)せん定  
ア 樹種の性質を踏まえ、高さや枝幅に留意しながら、切詰め、中すかし及び枯枝の除去を行うこと。
- (2)刈り込み  
ア 枝の密生した箇所は中すかしを行い、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込みを行うこと。  
イ 据枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く刈り込むこと。また、針葉樹については、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じて芽つき等を行うこと。  
ウ 枝葉のまばらな部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。枝の結束には、シュロ縄を用いること。  
エ 園路(車道)及び駐車場付近の視距を確保しなければならない場所は、視距の確保及び生長量を考慮した刈り高、刈り幅で刈り込むこと。

## 5 高木管理

- (1)一般事項  
ア せん定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、込み過ぎによる病虫害及び枯損の発生防止等を目的として行うものであること。  
イ せん定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及びせん定の種類に応じて適切な方法により行うこと。  
ウ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。  
エ 不定芽の原因となるぶつ切り等は行わないこと。原則として、下枝の枯れを防ぐよう上方を強く、下方は弱くせん定すること。

オ 大枝のせん定を行う場合は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断箇所の数10センチメートル上からあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上、切り返しを行い切除すること。また、切り口は滑らかに処理し、切断面は防腐処理を行うこと。

カ 主としてせん定すべき枝は、枯枝、弱小枝、病虫害枝、障害枝、危険枝、胴ブキ、徒長枝等とする。

## (2)せん定(冬季・夏季)

ア 冬季せん定は、樹形の骨格作りを目的としたせん定であり、樹種の特性にに応じて適切に行うこと。

イ 夏季せん定は、冬季せん定と異なり、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止及び倒木防止等のため行うものであり、樹種の特性にに応じて適切に行うこと。

## 6 灌水

- (1) 低木、芝生、花壇等を中心に樹木が枯損することのないように灌水すること。
- (2) 灌水によって、表土を乱し、園内及び道路等を汚損し、及び利用者等に迷惑をかけないように注意して行うこと。
- (3) 灌水は、土中に水を浸透させて植栽に水を供給することを十分念頭において行うこと。

## 7 施肥

- (1) 施肥を行う場合は、効果のある施肥を行うため、植栽の育成状況、土壌の状態等により適切な方法にて行うこと。
- (2) 肥料は、メーカー等で定められた使用量とすること。特に花木、衰弱木は、様子を見ながら効果的な施肥を行うこと。
- (3) 肥料が枝葉にかからないよう注意すること。枝葉に肥料がかかった場合は、払い落とすこと。

## 8 病虫害防除

- (1) 密生した枝等の除去により病虫害の発生を予防するとともに、早期発見により病虫害が最小限になるように努めること。また、可能な限り、捕殺、幼虫等が集団で発生している枝のせん定、農薬の部分散布等を行い、使用する農薬の減量化に努めること。
- (2) 農薬の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定められている使用安全基準（散布量及び濃度）及び使用方法を遵守すること。

## 9 その他

- (1) 作業する場合は、作業者は、ヘルメット、安全チョッキ等を着用すること。
- (2) 作業に当たっては、作業員の安全と利用者等の安全に十分注意すること。また、近隣の個人所有物（立竹木等）及び公共の施設（電話線等）に十分注意して作業を行うこと。
- (3) 作業完了後は、全ての材料、器具等の撤去を確実に行うこと。
- (4) 樹木等の異状が発生した場合又は発生することが予測される場合には、速やかにその旨を市に報告し、指示に従うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市と協議を行うこと。

# 遊 具 安 全 点 検 特 記 仕 様 書

## 1 目的

本業務は、米子市都市公園等に設置された遊具の点検を行い、遊具の機能低下等による事故を未然に防ぐために行う業務であり、利用者等に対する安全で安心な遊具の保全を図ることを目的とする。

## 2 一般事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（以下「指針」という。）及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2024」（以下「規準」という。）によるほか、この特記仕様書によること。

なお、本業務期間中にこれらの改正があった場合は、当該改正後の内容によること。

- (2) 点検により発見した不具合は、その状況及び原因を修繕等の対処方法を含めて市に報告すること。この場合において、その場で修繕等が可能であれば修繕し、修繕が不可能な場合は、使用禁止措置を取り、その後の対応については市と協議を行うこと。

## 3 実施箇所

別紙「点検遊具一覧表」のとおりとする。

## 4 業務内容

点検は、遊具等の安全及び機能に支障となる箇所の早期発見及び初期対応を図るために指針及び規準に基づき、日常点検を月1回以上、定期点検を年1回以上行うこと。

なお、点検の内容は次のとおりとすること。

表1. 点検の種類等

| 点検の種類           | 点検の目的・内容                                                                      |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 日常点検<br>(月1回以上) | 指定管理者が、目視、触手、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検                             |
| 定期点検<br>(年1回以上) | 専門技術者が、目視、触手、聴音、打音、・揺動診断により、又は専門器具等を用いて行う点検であり、遊具を構成する部材等の摩耗状況、変形及び劣化等を確認するもの |

## 5 点検結果報告

点検結果については、当該月分を翌月の10日までに提出すること。ただし、その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い市の休日でない日に提出すること。また、市から請求があった場合は、速やかに提出すること。

## 6 その他

- (1) 点検作業に先立ち、利用者に対して、点検作業中であることを説明し、遊具の利用を一時中止するよう協力を得ること。
- (2) 点検作業中は、第三者が立ち入らないよう看板等の安全施設を設置し、作業区域を

明示すること。

- (3) 点検作業完了後は、全ての点検器具等の撤去を確実に行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、市と協議を行うこと。

点検遊具一覧（外浜区域）

| 管理<br>番号 | 公園名        | 公園遊具 |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             |       |                                                         | 合計  |
|----------|------------|------|----|----|----|----|------|----|------|-----------|-------------|---------------------------|------|----|----|-------------|-------|---------------------------------------------------------|-----|
|          |            | ぶらんこ |    | 鉄棒 |    |    | すべり台 |    | うんてい | 太鼓<br>はしご | ジャング<br>ルジム | スプリ<br>ング・ロッ<br>キング<br>遊具 | シーソー |    | 砂場 | 動物<br>(固定型) | その他遊具 |                                                         |     |
|          |            | 2連   | 4連 | 2連 | 3連 | 4連 | 1連   | 2連 |      |           |             |                           | 1連   | 2連 |    |             |       |                                                         |     |
| 6        | 三柳団地1号公園   | 1    |    | 1  |    |    |      |    |      |           |             |                           | 1    |    |    |             | 1     | 複合遊具                                                    | 4   |
| 7        | 三柳団地2号公園   | 1    |    | 1  |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 2  |             | 1     | トンネル(固定型)                                               | 5   |
| 10       | 上福原団地公園    | 1    |    | 1  |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      | 1  |    |             |       |                                                         | 4   |
| 12       | 西福原公園      |      | 1  |    | 1  |    | 1    |    |      |           | 1           | 1                         |      |    | 1  |             | 2     | クレーミング 遊具・<br>タヤ遊具                                      | 8   |
| 22       | 福生公園       | 1    |    |    |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    |    |             |       |                                                         | 2   |
| 23       | 福米公園       | 1    |    |    |    |    | 1    |    | 1    |           |             |                           |      |    | 1  |             |       |                                                         | 4   |
| 26       | 福原公園       |      | 1  |    | 1  |    | 1    |    | 2    |           | 1           |                           |      |    | 1  | 1           | 1     | チューブ トンネル                                               | 9   |
| 28       | 大篠津公園      |      | 1  |    | 1  |    | 1    |    |      |           |             | 1                         |      |    | 1  |             | 1     | トンネル(固定型)                                               | 6   |
| 32       | 前地公園       | 1    |    | 1  |    |    |      | 1  |      |           |             | 1                         | 1    |    |    |             | 1     | 平均台                                                     | 6   |
| 33       | 中島公園       |      | 1  |    | 1  |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             |       |                                                         | 4   |
| 38       | 皆生新田西公園    | 1    |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 1     | 複合遊具                                                    | 2   |
| 40       | 旭が丘公園      |      | 1  |    | 1  |    | 1    |    |      |           | 1           |                           |      |    | 1  |             | 1     | タヤ遊具                                                    | 6   |
| 43       | 上福原北公園     | 1    |    |    | 1  |    | 1    |    | 1    |           |             |                           |      |    |    |             |       |                                                         | 4   |
| 45       | 皆生四軒屋公園    |      |    |    |    |    |      |    | 1    |           |             |                           |      |    | 1  |             |       |                                                         | 2   |
| 48       | 福米西公園      |      | 1  |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             | 1     | 複合遊具                                                    | 3   |
| 49       | 車尾公園       | 1    |    |    |    |    |      |    |      |           | 1           |                           |      |    | 1  |             | 1     | 壁登り・<br>チェーンクライマー                                       | 4   |
| 51       | 上福原南公園     | 1    |    | 1  |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             |       |                                                         | 4   |
| 54       | 三柳上谷公園     |      | 1  |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             | 1     | 複合遊具                                                    | 3   |
| 55       | 福生東公園      | 1    |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             | 1     | 複合遊具                                                    | 3   |
| 57       | 堀川公園       |      | 1  | 1  |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 1     | 複合遊具                                                    | 3   |
| 58       | 皆生新田東公園    | 1    |    |    | 1  |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             | 1     | 複合遊具                                                    | 4   |
| 61       | 皆生新田北公園    |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             | 1     | 複合遊具                                                    | 2   |
| 62       | 夜見新開公園     |      |    |    |    |    | 1    |    |      |           |             | 3                         |      |    | 1  |             |       |                                                         | 5   |
| 63       | 加茂北公園      | 1    |    |    |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             |       |                                                         | 3   |
| 64       | 東福原公園      | 1    |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             | 1     | 複合遊具                                                    | 3   |
| 65       | 和田南公園      | 1    |    |    |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    | 1  |             |       |                                                         | 3   |
| 66       | 浜河崎公園      |      | 1  | 1  | 1  |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    | 1  | 2           |       |                                                         | 7   |
| 67       | 流通町北公園     |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             | 6                         |      |    |    |             | 1     | 複合遊具                                                    | 7   |
| A        | 皆生海浜公園     |      |    |    |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    | 1  | 3           | 1     | 複合遊具                                                    | 6   |
| B        | 皆生新田中央公園   | 1    |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 1     | 複合遊具                                                    | 2   |
| E        | 弓ヶ浜公園      | 1    | 1  |    |    |    | 3    |    |      |           |             | 4                         |      |    | 2  |             |       |                                                         | 29  |
|          |            |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 8     | 機関車(固定型)・<br>ももんが・おこじょ<br>パニー・アプト<br>スインガー・<br>スフィア・平均台 |     |
|          |            |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 3     | もしもし電話(難破船<br>船首)・(くねくねごっ<br>つん船室)<br>・かぜのタガ            |     |
|          |            |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 1     | ばおばおアンテナ                                                |     |
|          |            |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 3     | しまのいえ<br>サーフィンデッキ<br>おはなし小屋                             |     |
|          |            |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 2     | くねくね<br>ごっつん船室<br>・複合遊具                                 |     |
|          |            |      |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             | 1     | 難破船船首                                                   |     |
| J        | 大篠津山口公園    | 1    |    |    | 1  |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    |    |             |       |                                                         | 3   |
| 182      | 蚊屋171-12   | 1    |    |    |    |    | 1    |    |      |           |             |                           |      |    |    |             |       |                                                         | 2   |
| 183      | 中島一丁目62-37 | 1    |    |    |    |    |      |    |      |           |             |                           |      |    |    |             |       |                                                         | 1   |
|          |            | 20   | 10 | 7  | 9  | 0  | 20   | 1  | 5    | 0         | 4           | 16                        | 2    | 1  | 24 | 6           | 38    |                                                         | 163 |



【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(都市公園)

NTT/中国電力除く

| 占有者               | 公園名           | 施設                    |
|-------------------|---------------|-----------------------|
| 福生東12区自治会         | 皆生新田東公園       | 管理倉庫                  |
| 福生東12区自治会         | 皆生新田北公園       | 「環境をよくする会」看板1基        |
| 福生東小交通安全えがおの会     | 皆生四軒屋公園       | 交通安全啓発看板              |
| 福生東小交通安全えがおの会     | 福原公園          | 交通安全啓発看板              |
| 福生東小交通安全えがおの会     | 福生東公園         | 交通安全啓発看板              |
| 皆生トライアスロン協会       | 皆生海浜公園        | 皆生トライアスロンの碑           |
| 米子市身体障害者福祉協会      | 弓ヶ浜公園         | 清涼飲料水自動販売機            |
| 中海テレビ放送           | 福原公園          | CATV柱                 |
| 中海テレビ放送           | 旭が丘公園         | CATV柱                 |
| 中海テレビ放送           | 皆生新田北公園       | 支柱                    |
| 米子市               | 流通町南公園        | 流通団地区画案内看板            |
| 中海テレビ放送           | 浜河崎公園         | CATV柱、支線              |
| 鳥取県知事             | 皆生海浜公園        | 温泉井戸の水位、水温の観測         |
| 米子市               | 車尾公園          | 住居表示案内板               |
| 加茂グラウンドゴルフ同好会     | 弓ヶ浜公園         | 管理用具入れ                |
| 中海テレビ放送           | 三柳団地2号公園      | CATV柱                 |
| 中海テレビ放送           | 加茂北公園         | CATV柱                 |
| 米子市               | 三柳団地2号公園      | 防火水槽                  |
| 米子市               | 皆生海浜公園        | 防火水槽                  |
| 米子市               | 皆生新田中央公園      | 防火水槽                  |
| 米子市下水道管理者         | 皆生海浜公園        | 下水道管                  |
| 米子市               | 弓ヶ浜公園         | 弓ヶ浜サイクリングコース案内看板、路面標示 |
| 車尾4区自治会           | 車尾公園          | 防犯灯                   |
| 福生東11区自治会         | 福生東公園         | 防犯灯                   |
| 福生東12区自治会         | 皆生新田中央公園      | 防犯灯                   |
| 三柳北自治会            | 加茂北公園         | 防犯灯                   |
| 米子市               | 大篠津山口公園       | 市有街灯設置                |
| 米子市               | 浜河崎公園         | 防火水槽・掘抜消火栓            |
| 米子市               | 上福原団地公園       | 防火水槽標識                |
| 米子市下水道管理者         | 皆生海浜公園        | 都市下水路                 |
| 米子市               | 弓ヶ浜公園         | 排水管                   |
| サンクリーン(株)         | 弓ヶ浜公園         | 飲食施設                  |
| 鳥取県知事             | 皆生海浜公園        | 自然歩道休憩舎               |
| 鳥取県知事             | 弓ヶ浜公園         | 排水管                   |
| 米子市               | 夜見新開公園        | 屋外拡声子局                |
| 米子市               | 三柳団地1号公園      | 防火水槽                  |
| 米子瓦斯株式会社          | 弓ヶ浜公園         | ガス管                   |
| 米子市下水道管理者         | 皆生海浜公園        | 管渠                    |
| 米子市               | 皆生海浜公園        | 防火水槽                  |
| 米子市               | 西福原公園         | 防火水槽                  |
| 国土交通省国土地理院中国地方測量部 | 福米西公園         | 基準点                   |
| 米子市               | 西福原公園         | 屋外拡声子局                |
| 米子市               | 皆生新田東公園       | 屋外拡声子局                |
| 米子市               | 上福原北公園        | 屋外拡声子局                |
| 米子市               | 上福原団地公園       | 防火水槽                  |
| 上場谷四区自治会          | 西福原公園         | カーブミラー                |
| 米子市               | 中島公園          | 屋外拡声子局                |
| 米子市               | 皆生新田中央公園      | 避難誘導標識                |
| 米子市               | 福生東公園         | 避難誘導標識                |
| 米子市               | 皆生海浜公園        | 街路灯                   |
| 米子市               | 皆生新田中央公園      | 防災備蓄倉庫                |
| 鳥取県知事             | 弓ヶ浜公園         | 雨水排水管、マンホール他          |
| 米子市観光協会           | 皆生海浜公園(海岸遊歩道) | 皆生温泉観光看板              |
| 米子市観光協会           | 皆生海浜公園        | 散策コース看板               |
| 国土交通省日野川河川事務所     | 皆生海浜公園        | 海岸監視カメラ               |
| 中海テレビ放送           | 西福原公園         | CATV柱                 |
| 福米西上谷三区自治会        | 福米西公園         | 管理倉庫                  |
| 三柳住宅団地4区自治会       | 三柳団地2号公園      | 管理倉庫                  |
| 米子市水道局            | 皆生新田東公園       | 自動水質測定装置              |
| 米子市水道局            | 流通町北公園        | 配水管                   |
| 米子市               | 三柳団地1号公園      | 海拔表示板                 |
| 米子市               | 三柳団地2号公園      | 海拔表示板                 |
| 米子市               | 上福原団地公園       | 海拔表示板                 |
| 米子市               | 皆生新田東公園       | 海拔表示板                 |
| 米子市               | 皆生新田北公園       | 海拔表示板                 |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(都市公園)

NTT/中国電力除く

| 占有者                     | 公園名          | 施設                |
|-------------------------|--------------|-------------------|
| 米子市                     | 夜見新開公園       | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 加茂北公園        | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 浜河崎公園        | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 皆生新田中央公園     | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 弓ヶ浜公園        | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 和田南公園        | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 福原公園         | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 大篠津公園        | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 皆生新田西公園      | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 旭が丘公園        | 海拔表示板             |
| 米子市                     | 上福原北公園       | 海拔表示板             |
| 米子市水道局                  | 弓ヶ浜公園        | (本設)水道管           |
| 米子市                     | 弓ヶ浜公園        | 下水道管及びマンホール       |
| 米子市                     | 弓ヶ浜公園        | 下水道管及びマンホール       |
| 米子市                     | 皆生海浜公園       | 公共汚水樹、取付管         |
| 米子瓦斯株式会社                | 皆生海浜公園       | ガス管               |
| 福生東11区自治会               | 福生東公園        | 管理用倉庫             |
| 米子市                     | 皆生海浜公園       | 排水管               |
| 中海テレビ放送                 | 福生東公園        | CATV柱             |
| 鳥取県西部総合事務所              | 皆生海浜公園・弓ヶ浜公園 | サイクリングロード、標識、道路標示 |
| 鳥取県西部総合事務所              | 皆生海浜公園       | 注意喚起標識            |
| 米子市東山中学校区防犯推進協議会        | 中島公園         | 啓発看板              |
| 米子市東山中学校区防犯推進協議会        | 車尾公園         | 啓発看板              |
| 浜河崎自治会                  | 浜河崎公園        | 啓発看板              |
| 中海テレビ放送                 | 中島公園         | CATV柱             |
| 鳥取県西部総合事務所              | 弓ヶ浜公園        | 案内看板              |
| 米子市                     | 旭が丘公園        | 屋外拡声子局            |
| 小笹 慧                    | 西福原公園        | 維持管理用倉庫           |
| 福生西6区自治会                | 上福原北公園       | 防犯灯               |
| 日野川河川事務所                | 皆生海浜公園       | 監視カメラ             |
| 福生東8区自治会                | 福原公園         | 防災備蓄倉庫            |
| 福生東8区自治会                | 福原公園         | 防災備蓄倉庫            |
| 米子市社会福祉協議会              | 弓ヶ浜公園        | 清涼飲料水自動販売機        |
| 米子市社会福祉協議会              | 皆生海浜公園       | 清涼飲料水自動販売機        |
| 米子市社会福祉協議会              | 皆生海浜公園       | 冷菓自動販売機           |
| 米子市社会福祉協議会              | 弓ヶ浜公園        | 冷菓自動販売機           |
| 米子市社会福祉協議会              | 弓ヶ浜公園        | 清涼飲料水自動販売機        |
| 特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら | 皆生海浜公園       | 清涼飲料水自動販売機        |
| 特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら | 皆生新田中央公園     | 清涼飲料水自動販売機        |
| 福生東8区自治会                | 福原公園         | 水道ポンプ             |
| 福生東11区自治会               | 福生東公園        | 時計                |
| 三柳団地2区防災会               | 三柳団地1号公園     | 防災倉庫              |
| 皆生温泉エリア経営実行委員会          | 皆生海浜公園       | ウッドデッキ(シーサイド前)    |
| 皆生温泉エリア経営実行委員会          | 皆生海浜公園       | ウッドデッキ(白扇前)       |
| ㈱スマイルキューブ               | 弓ヶ浜公園        | パーベキュー場           |
| 鳥取県西部総合事務所              | 皆生新田中央公園     | 地下水水位観測孔          |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(緑地)

NTT/中国電力除く

| 占有者           | 緑地地区名    | 緑地地番          | 施設                 |
|---------------|----------|---------------|--------------------|
| 夜見1区自治会       | 夜見町      | 1924-6        | 遊具・看板              |
| 観音寺新町一丁目自治会   | 観音寺新町1丁目 | 25            | 緑地管理用倉庫            |
| 河崎グリーンハイツ自治会  | 河崎       | 3070-9        | 管理倉庫               |
| 清水ヶ丘自治会       | 河岡       | 355-12、316-39 | 消火器(及び収納箱)、ごみ集積所   |
| 富益町上部自治会      | 富益町      | 59-28         | ベンチ、テーブルセット        |
| 富益町上部自治会      | 富益町      | 59-28         | ゴミ置き場              |
| 富益町上部自治会      | 富益町      | 59-28         | 清掃用具入れ・打ち込みポンプ・ポール |
| 富益町上部自治会      | 富益町      | 58-7          | 管理用倉庫及び砂場          |
| 富益町上部自治会      | 富益町      | 58-7          | 防犯灯                |
| 川上自治会         | 富益町      | 39-50         | タイヤ、啓発看板           |
| 吉岡自治会         | 吉岡       | 72-29         | 遊具                 |
| 米原3区自治会       | 米原9丁目    | 780-40        | 遊具(ブランコ)、ベンチ、倉庫    |
| 夜見3区大和苑自治会    | 夜見町      | 3070-29       | 管理倉庫(清掃用具入れ)       |
| 国土交通省日野川河川事務所 | 新開3丁目    | 1481-108      | 光ファイバー通信網(自営柱、支線)  |
| 中海テレビ放送       | 吉岡       | 65-26         | CATV柱、支線           |
| 中海テレビ放送       | 観音寺新町2丁目 | 133           | CATV柱(無線基地局)       |
| 中海テレビ放送       | 吉岡       | 97-4          | CATV柱              |
| 中海テレビ放送       | 蚊屋       | 766           | 共架電線               |
| 旭ヶ丘2区自治会      | 大篠津町     | 4801          | 防犯灯                |
| 川上自治会         | 富益町      | 1-29          | 防犯灯                |
| 川上自治会         | 富益町      | 39-50         | 防犯灯                |
| 熊党自治会         | 熊党       | 458           | 防犯灯                |
| 新開西3区自治会      | 新開七丁目    | 1902          | 防犯灯                |
| 清水ヶ丘自治会       | 河岡       | 360-10        | 防犯灯                |
| 城園ハイツ自治会      | 尾高       | 781-19        | 防犯灯                |
| 福生西1区自治会      | 皆生新田1丁目  | 172           | 防犯灯                |
| 福生東12区自治会     | 皆生新田2丁目  | 185           | 防犯灯                |
| 蛸ヶ丘自治会        | 河岡       | 500-39        | 防犯灯                |
| 三柳団地2区自治会     | 両三柳      | 4579-82ほか     | 防犯灯4基              |
| 吉岡自治会         | 吉岡       | 72-29、97-4    | 防犯灯                |
| 夜見2区自治会       | 夜見町      | 3076-53       | 防犯灯                |
| 夜見2区自治会       | 夜見町      | 3075-27       | 防犯灯                |
| 夜見3区自治会       | 夜見町      | 3070-29       | 防犯灯                |
| 和田8区自治会       | 和田町      | 3068-37       | 防犯灯                |
| 吉岡自治会         | 吉岡       | 47-1、65-26    | 防犯灯                |
| 米原3区自治会       | 米原9丁目    | 780-40        | 防犯灯                |
| 西蚊屋自治会        | 蚊屋       | 768           | 防犯灯                |
| 西蚊屋自治会        | 蚊屋       | 766           | ブランコ               |
| 米子市           | 大篠津      | 112-9         | 防犯灯                |
| 米子市           | 上福原      | 738-7         | 市有街灯               |
| 米子市           | 両三柳      | 4579-82ほか1    | 市有街灯               |
| 米子市           | 大篠津      | 4605          | 市有街灯               |
| 米子市           | 大篠津      | 4801ほか4       | 市有街灯               |
| 米子市           | 大篠津      | 4931ほか3       | 市有街灯               |
| 米子市           | 蚊屋       | 200-32        | 市有街灯               |
| 米子市           | 大篠津      | 112-9         | 市有街灯               |
| 米子市           | 河崎       | 281-4         | 市有街灯               |
| 米子市           | 上福原      | 744-18ほか3     | 市有街灯               |
| 米子市           | 両三柳      | 5473          | 屋外拡声子局             |
| 米子市           | 車尾四丁目    | 1742          | 住居表示案内板            |
| 米子市           | 車尾四丁目    | 1744          | 住居表示案内板            |
| 米子市           | 中島二丁目    | 554           | 住居表示案内板            |
| 米子市           | 中島一丁目    | 28-4          | 住居表示案内板            |
| 米子市下水道管理者     | 蚊屋       | 211-26        | 下水道管路              |
| 米子市           | 観音寺新町二丁目 | 133           | 住居表示案内板            |
| 米子市           | 両三柳      | 5419-1        | 電線管理設              |
| 米子市           | 皆生新田1丁目  | 101-4         | 屋外拡声子局             |
| 米子市           | 河岡       | 256-59        | 屋外拡声子局             |
| 米子市           | 河岡       | 400-42        | 屋外拡声子局             |
| 米子市           | 尾高       | 781-19        | 屋外拡声子局             |
| 米子市           | 吉岡       | 72-29         | 屋外拡声子局             |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(緑地)

NTT/中国電力除く

| 占有者                        | 緑地地区名     | 緑地地番    | 施設                        |
|----------------------------|-----------|---------|---------------------------|
| 米子市                        | 河崎        | 3070-9  | 屋外拡声子局                    |
| 米子市                        | 観音寺新町一丁目  | 25      | 屋外拡声子局                    |
| 米子市                        | 熊党        | 458     | 屋外拡声子局                    |
| 米子市                        | 富益町       | 58-7    | 防火水槽                      |
| 米子市                        | 夜見町       | 3061-4  | 防火水槽                      |
| 米子市                        | 和田町       | 3068-37 | 防火水槽                      |
| 米子市教育委員会                   | 立町2丁目     | 7       | 歴史解説看板                    |
| 米子市                        | 皆生新田三丁目   | 351     | 石像彫刻                      |
| 米子市                        | 皆生新田三丁目   | 351     | サイクリングコース案内看板             |
| 城園ハイツ自治会                   | 尾高        | 781-19  | 掲示板、園芸用具庫、ベンチ及び遊具の設置      |
| 米子市観光協会                    | 皆生新田三丁目   | 351     | 看板                        |
| 観音寺新町三丁目自治会                | 観音寺新町三丁目  | 57      | 防犯灯                       |
| 観音寺新町三丁目自治会                | 観音寺新町三丁目  | 57      | 緑地管理用倉庫                   |
| 観音寺新町三丁目自治会                | 観音寺新町三丁目  | 57      | ゴミ集積所(ダストピット2個)           |
| UQコミュニケーションズ株式会社           | 西福原六丁目    | 803-9   | 携帯電話無線基地局                 |
| 城園ハイツ自治会                   | 尾高        | 781-19  | 散水設備2基 水道管VP20 L75        |
| 旭ヶ丘2区自治会                   | 大篠津       | 4805    | 時計1基                      |
| 観音寺新町一丁目自治会                | 観音寺新町1丁目  | 25      | 防災備蓄倉庫                    |
| 国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所       | 弓ヶ浜公園計画区域 |         | 公共基準点設置                   |
| 新開西3区自治会                   | 新開7丁目     | 1902    | 防災備蓄倉庫                    |
| 新開西3区自治会                   | 新開7丁目     | 1902    | 防災備蓄倉庫                    |
| 観音寺新町二丁目自治会                | 観音寺新町二丁目  | 133     | 緑地管理用物置                   |
| 観音寺新町二丁目自治会                | 観音寺新町二丁目  | 133     | ゴミ集積倉庫                    |
| 城園ハイツ自治会                   | 尾高        | 781-19  | 防災備蓄倉庫                    |
| サンライズ蚊屋自治会                 | 蚊屋        | 211-26  | 防犯灯1基                     |
| 日本郵便株式会社 米子郵便局             | 観音寺新町2丁目  | 133     | 郵便差出箱                     |
| 新開東2区自治会                   | 新開2丁目     | 1537    | 緑地管理用物置                   |
| 福生東14区自治会                  | 上福原       | 806-16  | ネットフェンス                   |
| 観音寺新町五丁目自治会                | 観音寺新町四丁目  | 48      | 管理用物置                     |
| 東山中学校区防犯推進協議会              | 観音寺新町3丁目  | 57      | 児童保護啓発用看板                 |
| 夜見3区自治会                    | 夜見町       | 3070-29 | 遊具                        |
| 夜見3区自治会                    | 夜見町       | 3061-4  | 遊具                        |
| Wireless City planning株式会社 | 皆生新田一丁目   | 172     | 携帯電話無線基地局                 |
| 蛸ヶ丘自治会                     | 河岡        | 500-39  | 啓発看板、防球ネット                |
| 浜河崎自治会                     | 河崎        | 3420    | ゴミ置き場倉庫2基、啓発看板2枚          |
| 鳥取県西部総合事務所                 | 皆生新田三丁目   | 351     | サイクリングロード案内看板             |
| 鳥取県西部総合事務所                 | 皆生新田三丁目   | 351     | 中国自然歩道の指導標識               |
| 米子市新開西三区自治会                | 新開7丁目     | 1902    | 花壇                        |
| アイリスタウン自治会                 | 尾高        | 599-12外 | バスケットゴール、サッカーゴール、ベンチ、ブランコ |
| アイリスタウン自治会                 | 尾高        | 604-12  | ゴミ集積所                     |
| 佐陀新町自治会                    | 淀江町佐陀     | 1949-9  | 自治会用倉庫                    |
| 楽天モバイル株式会社                 | 岡三柳       | 4579-81 | 携帯電話無線基地局                 |
| 楽天モバイル株式会社                 | 西福原六丁目    | 827-47  | 携帯電話無線基地局                 |
| 株式会社アート建工                  | 新開7丁目     | 1902    | 引込線                       |
| 和田8区自治会                    | 和田町       | 3068-37 | ゴミ集積所                     |
| -                          | 皆生新田三丁目   | 351     | 石碑(昭和天皇の句碑)               |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(NTT)

| 公園の名称    | 電話柱   |         | 許可物件 |    |    |    |     |    |     |
|----------|-------|---------|------|----|----|----|-----|----|-----|
|          | 柱     | 枝番      | 1種   | 2種 | 3種 | 支線 | V支線 | 支柱 | 支線柱 |
| 皆生海浜公園   | 御苑枝   | 3       | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 皆生新田中央公園 | 第一湯町幹 | 24      | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 皆生新田中央公園 | 第一湯町幹 | 25      | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |
| 皆生新田中央公園 | 新田団地幹 | 4R4L2   |      |    |    | 3  |     |    | 1   |
| 皆生新田中央公園 | 第一湯町幹 | 25L1 L2 | 2    |    |    |    | 3   |    |     |
| 皆生海浜公園   | 御苑枝   | 7       | 1    |    |    |    |     |    |     |
|          |       | 合計      | 6    | 0  | 0  | 4  | 4   | 0  | 1   |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(NTT)

| 公園の名称    | 電話柱   |         | 許可物件 |    |    |    |     |    |     |
|----------|-------|---------|------|----|----|----|-----|----|-----|
|          | 柱     | 枝番      | 1種   | 2種 | 3種 | 支線 | Y支線 | 支柱 | 支線柱 |
| 旭が丘公園    | 浜かす   | 3R5L1   | 1    |    |    | 2  |     |    |     |
| 旭が丘公園    | 浜かす   | 3R5L2   | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 皆生新田北公園  | 新田団地幹 | 12R3    | 1    |    |    | 4  |     |    |     |
| 加茂北公園    | 産業北三幹 | 9L6     | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 車尾公園     | 中島団地幹 | 11R2    | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 車尾公園     | 中島団地幹 | 11R3    | 1    |    |    | 4  |     |    |     |
| 福生東公園    | 第二新田幹 | 8R3     | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 福生東公園    | 第二新田幹 | 8R4     | 1    |    |    | 1  |     | 1  |     |
| 福原公園     | 電波幹   | 8S10    |      |    |    | 1  |     |    |     |
| 堀川公園     | 堀川団地幹 | 8L1R5   | 1    |    |    | 4  |     |    |     |
| 堀川公園     | 堀川団地幹 | 8L1R6   | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 中島公園     | 中島団地幹 | 3R3     | 1    |    |    |    | 2   |    |     |
| 三柳団地2号公園 | 浜三団幹  | 4       | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 夜見新開公園   | 大和苑幹  | 22号柱    | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 旭が丘公園    | 浜かす   | 3R4L1   | 1    |    |    | 2  |     |    |     |
| 旭が丘公園    | 浜かす幹  | 3R4L2   | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 加茂北公園    | 産業北三幹 | 9L7     | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 加茂北公園    | 産業北三幹 | 9L2R2L5 | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 加茂北公園    | 産業北三幹 | 9L2R2L6 | 1    |    |    | 1  | 2   |    |     |
| 皆生海浜公園   | 御苑枝   | 6       | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 合計       |       |         | 19   | 0  | 0  | 19 | 4   | 1  | 0   |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(NTT)

| 緑地の名称         | 電話柱        |               | 許可物件 |    |    |    |     |    |     |    |     |
|---------------|------------|---------------|------|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|
|               | 柱          | 枝番            | 1種   | 2種 | 3種 | 支線 | V支線 | 支柱 | 支線柱 | 管路 | その他 |
| 上福原738-7      | 中島団地幹      | 6L2           | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 西福原8丁目1232-22 | 堀川         | 3S15RA3       | 1    |    |    |    | 1   | 1  |     |    |     |
| 西福原8丁目1232-22 | 社宅枝        | 4             | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 夜見町3070-29    | 大和苑幹       | 44            | 1    |    |    |    | 1   |    |     |    |     |
| 大篠津4728       | 浜耕団地幹      | 3R8           | 1    |    |    | 1  | 1   | 1  |     |    |     |
| 大篠津4728       | 浜耕団地幹      | 3R9           | 1    |    |    |    | 1   |    |     |    |     |
| 大篠津4728       | 浜耕団地幹      | 3R10          | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 大篠津4728       | 浜耕団地幹      | 3R11          | 1    |    |    | 1  |     |    |     |    |     |
| 大篠津4931       | 大篠津外浜幹     | 93L9R1        | 1    |    |    | 1  | 2   |    |     |    |     |
| 尾高869-11      | RT         | 1基            |      |    |    |    |     |    |     |    | 1   |
| 尾高869-11      | フェンス       | 6m            |      |    |    |    |     |    |     |    | 1   |
| 尾高869-11      | 城園幹        | 4R2L4         | 1    |    |    |    |     | 1  |     |    |     |
| 蚊屋200-32      | 巖国道(一)幹    | 7R2           | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 蚊屋200-32      | 巖国道(一)幹    | 7R3           | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 蚊屋766外        | 巖南幹        | 4R3R6R2       | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 蚊屋766外        | 巖南幹        | 4R3R6R1L1     |      |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 河岡256-59      | 河岡団地幹      | 12            | 1    |    |    |    | 2   |    | 1   |    |     |
| 河岡355-12      | 河岡(二)幹     | 8S4           | 1    |    |    |    | 1   |    |     |    |     |
| 河岡360-10      | 清水丘団地幹     | 9             | 1    |    |    |    | 1   |    |     |    |     |
| 河岡400-42      | 河岡枝        | 1L3L2         | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 河岡500-39      | 河岡(二)幹     | 8R3L4         | 1    |    |    | 2  |     |    |     |    |     |
| 観音寺新町1丁目25    | 観音寺幹       | 21R4R2L6      | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 観音寺新町2丁目133   | 観音寺幹       | 21L12         | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 観音寺新町2丁目133   | 観音寺幹       | 21L13         | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 観音寺新町2丁目133   | 観音寺幹       | 29L3R1        | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 観音寺新町2丁目133   | 観音寺幹       | 29L3R2        | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 観音寺新町3丁目57    | 観音寺幹       | 24L1          | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 車尾4丁目1744     | 国立病院       | 7L6L5L1       | 1    |    |    |    | 1   | 1  |     |    |     |
| 車尾4丁目1744     | 国立病院       | 7L6L5L1R1     | 1    |    |    |    | 1   |    |     |    |     |
| 熊党458         | 熊党         | 3             | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 熊党458         | 熊党         | 3D            | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 新開3丁目1481-105 | 新開幹        | 33R3L3        | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 米原9丁目780-40   | 団地連絡幹      | 12S2R1        | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 夜見町3072-41    | 大和苑幹       | 28R1          | 1    |    |    |    | 2   | 1  |     |    |     |
| 夜見町3075-27    | 大和苑幹       | 30R3R2S2      | 1    |    |    |    | 1   |    |     |    |     |
| 夜見町3086-23    | 鉄団地        | 23L2          | 1    |    |    |    |     | 2  |     |    |     |
| 両三柳4579-81    | 三団東        | 6S8           | 1    |    |    | 1  |     |    |     |    |     |
| 両三柳5473       | 堀川北幹       | 4R1           | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 両三柳5473       | 堀川北幹       | 4R2           | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 両三柳5473       | 堀川北幹       | 4R3           | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 和田町3068-37    | 外浜(79)幹    | 15R3R3        | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 観音寺新町1丁目25    | 観音寺幹       | 21R4R2L7      | 1    |    |    | 4  |     |    |     |    |     |
| 観音寺新町1丁目25    | 観音寺幹       | 21R4R2L8R1    | 1    |    |    |    |     | 1  |     |    |     |
| 観音寺新町1丁目25    | 観音寺幹       | 21R4R2L8R2    | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 観音寺新町1丁目25    | 観音寺幹       | RSBM-BOX      |      |    |    |    |     |    |     |    | 1   |
| 観音寺新町3丁目57    | 観音寺幹       | 24L2          | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 夜見町3070-29    | 大和苑幹       | 42            | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 新開4丁目1542-17  | 新開幹        | 49R2L3        | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 淀江町佐陀1301-34  | 北一         | 12R18R4       | 1    |    |    |    | 2   |    |     |    |     |
| 淀江町佐陀1301-34  | 北一         | 12R18R5       | 1    |    |    |    |     | 1  |     |    |     |
| 富益町39-50      | 外浜(10)幹    | 9L7R1         | 1    |    |    | 1  | 1   |    | 1   |    |     |
| 夜見町2952-12    | 鉄団地17R4    | 17R4          | 1    |    |    | 1  | 2   |    |     |    |     |
| 尾高599-12外4    | 南二         | 11S15・11S15R1 | 2    |    |    |    | 1   | 2  |     |    |     |
| 淀江町西原1029-72  | 西13R       | 1及び2          | 1    |    |    | 1  | 1   |    |     |    |     |
| 淀江町佐陀1301-34  | 北一         | 12R18R4       |      |    |    |    |     | 1  |     |    |     |
| 夜見町3069-36    | 大和苑幹46(支)1 |               |      |    |    |    |     | 1  | 1   |    |     |
| 上福原745-7      | 中島団地       | 6L1E          | 1    |    |    |    |     |    |     |    |     |
| 合 計           |            |               | 52   | 0  | 0  | 22 | 49  | 13 | 3   | 0  | 3   |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(中国電力)

| 公園緑地の名称  | 電柱    |         | 許可物件 |    |    |    |     |    |     |     |     |
|----------|-------|---------|------|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|
|          | 柱     | 枝番      | 1種   | 2種 | 3種 | 支線 | Y支線 | 支柱 | 支線柱 | 引込柱 | 管路等 |
| 皆生海浜公園   | 新開支   | 5       |      |    |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 皆生海浜公園   | 新開支   | 8北7号    |      |    |    |    |     |    |     | 1   |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 13      | 1    |    |    | 1  | 1   | 1  |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 14      |      | 1  |    |    |     | 1  |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 15      |      |    | 1  |    |     |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 16      |      |    | 1  |    |     |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 17      |      | 1  |    |    |     |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 18      |      | 1  |    |    |     |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 20      |      | 1  |    |    |     | 1  |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 13右1    | 1    |    |    |    |     |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | ゴルフ場支 | 13右2    | 1    |    |    |    |     | 2  |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | 三団東支  | 4右3     |      |    |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | 三団東支  | 15      | 1    |    |    |    |     |    |     |     |     |
| 弓ヶ浜公園    | 三団東支  | 14T2    | 1    |    |    |    |     |    |     |     |     |
| 皆生新田中央公園 | 皆生新田支 | 6-1左1右1 |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 皆生新田中央公園 | 皆生新田支 | 6-6     |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 皆生新田中央公園 | 皆生新田支 | 6-7     |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 合計       |       |         | 5    | 4  | 2  | 1  | 3   | 5  | 0   | 1   | 9   |



【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(中国電力)

| 公園緑地の名称  | 電柱     |            | 許可物件 |    |    |    |     |    |     |     |     |
|----------|--------|------------|------|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|
|          | 柱      | 枝番         | 1種   | 2種 | 3種 | 支線 | Y支線 | 支柱 | 支線柱 | 引込柱 | 管路等 |
| 皆生四軒屋公園  | 水貫川支   | 4左2        |      |    |    | 1  |     |    | 1   |     |     |
| 流通町南公園   | 松下連絡   | 28左1左5     | 1    |    |    |    |     |    |     |     |     |
| 三柳団地2号公園 | 三団西支   | 5          |      | 1  |    |    |     |    |     |     |     |
| 三柳団地2号公園 | 三団西支   | 5左1        | 1    |    |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 西福原公園    | 上場谷支   | 7東4南1左1    |      |    |    | 1  |     |    | 1   |     |     |
| 福生公園     | 上福原支   | 15次1       | 1    |    |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 福米公園     | 皆生幹    | 33         |      |    | 1  | 1  |     |    |     |     |     |
| 福原公園     | 温泉幹    | 90東10南1    |      | 1  |    | 1  |     |    |     |     |     |
| 皆生新田西公園  | 皆生新田支  | 7右3        |      |    |    | 1  |     |    | 1   |     |     |
| 上福原北公園   | 新開支    | 10右1       |      | 1  |    |    |     |    |     |     |     |
| 上福原北公園   | 新開支    | 10         |      |    | 1  | 1  |     |    |     |     |     |
| 車尾公園     | 中島幹    | 13D10右2D2  |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 車尾公園     | 中島幹    | 13D10右2D1  |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 上福原南公園   | 名神団地支  | 16         | 1    |    |    | 1  |     |    |     |     |     |
| 三柳上谷公園   | 堀川支    | 8左4左1      | 1    |    |    |    |     | 1  |     |     |     |
| 三柳上谷公園   | 堀川支    | 8左4左2      |      |    | 1  |    |     | 1  |     |     |     |
| 三柳上谷公園   | 堀川支    | 8左4左2右1    | 1    |    |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 皆生新田東公園  | 湯の町支   | 38分1       |      |    | 1  | 1  |     |    |     |     |     |
| 皆生新田東公園  | 皆生新田支  | 27         |      |    | 1  | 1  |     | 1  |     |     |     |
| 皆生新田東公園  | 皆生新田支  | 28         | 1    |    |    | 1  |     |    |     |     |     |
| 流通町南公園   | 松下連絡   | 28左1左2     |      |    | 1  |    |     |    |     |     |     |
| 流通町南公園   | 松下連絡   | 28左1左3     |      |    | 1  |    |     |    |     |     |     |
| 流通町南公園   | 松下連絡   | 28左1左4     | 1    |    |    | 1  |     |    |     |     |     |
| 三柳団地1号公園 | 三団東支   | 4次右1       |      | 1  |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 東福原公園    | 皆生幹    | 48北6右4     |      |    |    | 1  |     |    | 1   |     |     |
| 上福原団地公園  | 福生新田分  | 7          |      |    |    | 1  |     |    |     |     |     |
| 福米西公園    | 皆生幹    | 33分22D1支線柱 |      |    |    |    | 1   |    |     |     |     |
| 皆生新田北公園  | 湯の町支   | 26         |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 中島公園     | 中島幹    | 13D2右3     |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 福生東公園    | 水貫川支   | 11右3右1     |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 福生東公園    | 水貫川支   | 11右3右2     |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 堀川公園     | 堀川支    | 12左4       |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 堀川公園     | 堀川支    | 12左5       |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 夜見新開公園   | 弓ヶ浜幹   | 52左7       |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 加茂北公園    | 浜河崎団地支 | 2右2左5      |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 加茂北公園    | 浜河崎団地支 | 2右2左6      |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 加茂北公園    | 浜河崎団地支 | 6          |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 加茂北公園    | 浜河崎団地支 | 7          |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 旭が丘公園    | 浜耕支    | 1右4左1      |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 旭が丘公園    | 浜耕支    | 1右4左2      |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 旭が丘公園    | 浜耕支    | 1右5左1      |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 旭が丘公園    | 浜耕支    | 1右5左2      |      |    |    |    |     |    |     |     | 3   |
| 合計       |        |            | 8    | 4  | 7  | 13 | 5   | 3  | 4   | 0   | 51  |

【外浜】指定管理者の管理対象外の施設一覧(中国電力)

| 緑地の名称         | 電柱     |          | 許可物件 |    |    |    |     |    |     |
|---------------|--------|----------|------|----|----|----|-----|----|-----|
|               | 柱      | 枝番       | 1種   | 2種 | 3種 | 支線 | Y支線 | 支柱 | 支線柱 |
| 両三柳4579-81    | 三団東支   | 6分3      |      |    | 1  | 1  |     |    |     |
| 両三柳4579-81    | 三団東支   | 6分4      | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 両三柳4579-81    | 三団東支   | 6分5      | 1    |    |    | 1  |     |    |     |
| 西福原6丁目827-47  | 米原支    | 20右4     |      | 1  |    |    | 1   |    |     |
| 吉岡97-3        | 吉岡支    | 1東1      |      | 1  |    |    |     |    |     |
| 吉岡72-29       | 吉岡支    | 1東1右3    |      |    | 1  |    | 1   |    |     |
| 夜見町3076-53    | 弓ヶ浜幹   | 45左3右2右2 |      |    | 1  |    |     |    |     |
| 夜見町3076-53    | 弓ヶ浜幹   | 45左3右2右3 |      | 1  |    |    | 1   |    |     |
| 富益町1-29       | 弓ヶ浜幹   | 62左1左3   | 1    |    |    |    | 1   | 1  |     |
| 東福原8丁目918-7   | 皆生幹    | 44分5     |      |    | 1  | 1  |     |    |     |
| 両三柳4579-81    | 三団東支   | 14次1     | 1    |    |    |    | 2   |    |     |
| 両三柳4579-81    | 三団東支   | 6分2      |      |    | 1  | 1  |     | 1  |     |
| 両三柳4579-81    | 三団東支   | 6分6      | 1    |    |    | 1  |     |    |     |
| 中島2丁目554      | 中島幹    | 13D3     |      |    | 1  |    | 1   |    |     |
| 大篠津4610-2     | 竹内連絡   | 153左1    |      | 1  |    |    |     |    |     |
| 大篠津4610-2     | 竹内連絡   | 153左2    |      | 1  |    |    | 1   |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 4        |      |    | 1  |    |     |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 5        |      |    | 1  | 2  |     |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 6        |      |    | 1  | 1  |     |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 7        |      | 1  |    |    |     |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 8        | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 9        | 1    |    |    | 1  |     |    |     |
| 大篠津4804       | 浜耕西支   | 3左4      | 1    |    |    | 1  |     |    |     |
| 大篠津4931、4934  | 美保中支   | 7次2右1左1  |      |    | 1  |    |     |    |     |
| 大篠津4931、4934  | 美保中支   | 7次2右1左2  |      |    | 1  | 1  | 1   |    |     |
| 大篠津4946       | 美保中支   | 7次2右1左4  |      |    | 1  |    | 1   |    |     |
| 皆生新田1丁目101-4  | 温泉東幹   | 60右1     | 1    |    |    | 1  |     |    |     |
| 皆生新田1丁目172    | 温泉東幹   | 57右4     |      | 1  |    | 1  |     |    |     |
| 皆生新田2丁目185    | 皆生新田支  | 33分2右1   |      | 1  |    |    | 1   |    |     |
| 皆生新田2丁目185    | 皆生新田支  | 33分2右1左1 | 1    |    |    |    | 1   |    |     |
| 尾高781-19      | 大高幹    | 105D17左1 |      | 1  |    |    |     |    |     |
| 尾高781-19      | 城園支    | 4右7      |      |    | 1  |    |     | 1  |     |
| 尾高781-19      | 城園支    | 4右8      | 1    |    |    |    | 1   |    |     |
| 夜見3061-4      | 樋口川支   | 8左2右4    |      |    | 1  |    |     |    |     |
| 米原9丁目780-40   | 中谷支    | 7右3      |      |    | 1  |    | 1   | 1  |     |
| 上福原3丁目1467-11 | 温泉東幹   | 14左4     |      |    | 1  |    |     | 1  |     |
| 東福原8丁目1156-20 | 東山地支   | 7右7      |      | 1  |    | 1  |     |    |     |
| 大篠津112-9      | 竹ノ内連絡支 | 160左3左4  |      | 1  |    | 1  |     |    |     |
| 大篠津112-9      | 竹ノ内連絡支 | 160左3左5  |      |    | 1  | 1  |     |    |     |
| 大篠津112-9      | 竹ノ内連絡支 | 160左3左6  |      |    | 1  | 1  |     |    |     |
| 上福原744        | 中島幹    | 13D5左2   |      |    | 1  |    | 1   |    |     |
| 富益町58-7       | 富益支    | 10右4     |      |    | 1  |    |     |    |     |
| 皆生6丁目1,685-21 | 温泉幹    | 101右4左2  | 1    |    |    | 2  |     |    |     |
| 熊党401         | 巖幹     | 60左4分3   |      | 1  |    |    | 1   |    |     |
| 西福原6丁目803-9   | 上場谷支   | 11西5北9   |      | 1  |    |    |     |    |     |
| 西福原6丁目803-9   | 上場谷支   | 11西5北9右1 |      | 1  |    |    |     |    |     |
| 河崎3420        | 浜河崎支   | 2左7左4    | 1    |    |    |    | 1   |    |     |
| 河崎3420        | 浜河崎支   | 2左7左5    | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 河崎3420        | 浜河崎支   | 2左7左6    | 1    |    |    |    |     |    |     |
| 河崎3420        | 浜河崎支   | 2左7左3    | 1    |    |    |    | 1   |    |     |
| 両三柳5419       | 堀川団地支  | 6左2左3    | 1    |    |    |    | 1   |    |     |
| 両三柳5419       | 堀川団地支  | 6左3      |      |    |    | 1  |     |    | 1   |
| 新開7丁目1902     | 堀川団地支  | 12左1     |      |    | 1  |    |     |    |     |
| 新開7丁目1902     | 堀川団地支  | 14左1     |      |    | 1  |    |     |    |     |

|               |         |             |    |    |    |    |    |    |   |
|---------------|---------|-------------|----|----|----|----|----|----|---|
| 新開7丁目1902     | 堀川団地支   | 14左2        |    | 1  |    |    |    |    |   |
| 観音寺新町4丁目9     | 車尾幹     | 51右3・51右3右1 |    | 2  |    | 1  |    | 1  |   |
| 観音寺新町4丁目48    | 観音寺支    | 43左5右4      |    | 1  |    |    |    |    |   |
| 富益町60-18      | 富益支     | 12左3右3      |    | 1  |    |    |    |    |   |
| 皆生温泉2丁目2417   | 労災支     | 1左2         | 1  |    |    | 1  |    |    |   |
| 新開5丁目1617-29  | 西新開支    | 3左2         |    |    | 1  |    |    |    |   |
| 上福原807-72     | ガーデンコート | 支10         |    |    | 1  |    |    | 1  |   |
| 上福原2丁目1110    | 上福原幹    | 14分3、14分4   |    |    | 2  |    | 2  | 1  |   |
| 観音寺新町2丁目133   | 観音寺支    | 41          |    |    | 1  |    | 1  |    |   |
| 蚊屋211-26      | 巖幹      | 40右6        |    | 1  |    |    | 1  |    |   |
| 蚊屋211-26      | 巖幹      | 40右7        |    |    | 1  |    | 1  |    |   |
| 皆生新田2丁目185    | 皆生新田支   | 33分3        | 1  |    |    | 1  |    |    |   |
| 河岡38-25       | 県幹      | 9分11左1      |    | 1  |    |    |    |    |   |
| 皆生新田2丁目185    | 皆生新田支   | 33分2        |    |    | 1  |    | 2  |    |   |
| 皆生新田3丁目351    | 湯の町支    | 23左12・13・14 | 3  |    |    | 1  |    |    |   |
| 観音寺新町4丁目48    | 観音寺支    | 43左5右4右1他   | 4  |    |    |    |    | 4  |   |
| 富益町60番50      | 富益支     | 12左3右5      | 1  |    |    |    |    | 1  |   |
| 上福原659-132    | 日野川支    | 46N11       |    |    |    |    |    | 1  |   |
| 富益町66-42      | 和田幹     | 57分7枝8      |    | 1  |    | 1  |    |    |   |
| 西福原8丁目1232-22 | 西福原支    | 14右11左3右1   | 1  |    |    |    | 1  |    |   |
|               |         | 合計          | 28 | 22 | 29 | 25 | 27 | 14 | 1 |

## 貸与備品一覧表

公園名：弓ヶ浜公園

施設名：弓ヶ浜公園管理センター

| 符号 | 品名           | 品質・形状・その他 | 数量  | 備考 |
|----|--------------|-----------|-----|----|
| 1  | 片袖机          |           | 4台  |    |
| 2  | パソコンラック      |           | 2台  |    |
| 3  | 会議机          |           | 2台  |    |
| 4  | 平机           | コクヨ       | 2台  |    |
| 5  | ビジネスキッチン     | トーヨー      | 1台  |    |
| 6  | インパクトドライバー   | リョービ      | 1台  |    |
| 7  | 回転椅子         | コクヨ       | 7脚  |    |
| 8  | 椅子           |           | 13脚 |    |
| 9  | 保管庫          | コクヨ       | 3個  |    |
| 10 | 水や           | コクヨ       | 1台  |    |
| 11 | レターケース       |           | 3個  |    |
| 12 | 金庫           |           | 2個  |    |
| 13 | ホワイトボード      |           | 4台  |    |
| 14 | 更衣ロッカー       |           | 9台  |    |
| 15 | エアコン         |           | 1台  |    |
| 16 | カウンター (LD 型) | コクヨ       | 1台  |    |
| 17 | 放送設備一式       |           | 1組  |    |
| 18 | プレハブ倉庫       |           | 3棟  |    |
| 19 | 車椅子          |           | 1台  |    |
| 20 | 脚立           |           | 1台  |    |
| 21 | 水中ポンプ        |           | 1台  |    |
| 22 | 水中ポンプ        | ロビン EY20S | 1台  |    |

## 貸与備品一覧表

公園名：弓ヶ浜公園

施設名：弓ヶ浜公園管理センター

| 符号 | 品名        | 品質・形状・その他  | 数量 | 備考            |
|----|-----------|------------|----|---------------|
| 23 | スポーツトラクター |            | 1台 |               |
| 24 | 電動丸のこ     | 日立         | 1台 |               |
| 25 | 冷凍冷蔵庫     | 富士通        | 1台 |               |
| 26 | メガテスター    | HIOKI      | 1台 |               |
| 27 | 小型貨物自動車   |            | 1台 | 鳥取 400 せ 9304 |
| 28 | 電子レンジ     | 東芝         | 1台 |               |
| 29 | グラインダー    | 日立G10SH    | 1台 |               |
| 30 | 担架        |            | 2台 |               |
| 31 | チェーンソー    |            | 2台 |               |
| 32 | トランシーバー   | ソニー ICB33H | 3台 |               |

No. 3

## 貸与備品一覧表

公園名：弓ヶ浜公園

施設名：弓ヶ浜公園倉庫

| 符号 | 品名         | 品質・形状・その他  | 数量 | 備考            |
|----|------------|------------|----|---------------|
| 1  | 刈払機        |            | 2台 |               |
| 2  | ヘッジトリマー    |            | 2台 |               |
| 3  | ヘッジトリマー    | 新ダンプ AH230 | 2台 |               |
| 4  | 軽自動車（軽ダンプ） | 三菱         | 1台 | 鳥取 480 き 3414 |
| 5  | エンジンプロワー   |            | 2台 |               |

令和 年 月 日

## 指定申請書

米子市長 伊 木 隆 司 様

名 称  
申請者 所 在 地  
代表者氏名 ㊟  
連絡先（電話番号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

### ※ 添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等の写し）
- 3 条例第4条の規定による申請の日を含む事業年度の直前の2事業年度に係る次に掲げる書類
  - ア 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表1の各事業年度の所得に係る申告書の写し及び勘定科目内訳明細書（当該申請を行う法人その他の団体が法人税の確定申告を行っている場合に限る。）
  - イ 貸借対照表、財産目録、損益計算書及び収支決算書又はこれらに相当する書類
- 4 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 5 1から4までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

|                          |
|--------------------------|
| (市の施設の名称) の管理業務に関する事業計画書 |
| 〔施設の管理業務に対する基本方針〕        |
| 〔指定管理者の指定を申請した理由〕        |
| 〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕    |



〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（１） 防犯、防災に対する態勢

（２） その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報保護するための措置〕

〔施設の運営に関する事項〕

- 1 利用者・利用者に対するサービス向上策
- 2 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策
- 3 経費節減のための方策
- 4 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務



令和 年 月 日

## 申 立 書

米子市長 伊 木 隆 司 様

名 称  
申立者 所 在 地  
代表者氏名

㊞

(記名押印してください)

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

### 記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
  - エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。オにおいて同じ。）
  - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

指定管理業務等管理実績一覧表（委託管理、P F I 等を含め、過去 5 年間に行った全ての業務について記載すること。）

| 適正に管理を行った事例                                                                                                                                   | 地方公共団体から処分、警告、勧告等を受けた事例 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・（地方公共団体名）</li> <li>・（施設概要：施設名、指定期間、指定管理者の選定方法、施設の設置目的、主な実施事業等）</li> <li>・（評価を受けた内容を具体的に記載）</li> </ul> |                         |

※地方公共団体名、施設名、評価又は処分、勧告の内容等を記載すること。

※グループによる管理（コンソーシアム）の事例も記載すること。

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（障がい者雇用促進、男女共同参画推進、環境保護、地域活性化等、過去５年間の取組について記載すること。）

| 制度・取組の概要                                                                                                                                     | 過去５年間の実績                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（障がい者の雇用促進の取組）</li> <li>・（男女共同参画推進の制度）</li> <li>・（環境保護活動）</li> <li>・（地域活性化の取組）</li> </ul> | <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（障がい者雇用率）</li> <li>・（育児休業の取得実績）</li> <li>・（環境ボランティア活動の実績）</li> <li>・（住民活動への参加実績）</li> </ul> |

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

労働環境確認表（使用している全ての労働者の労働環境について、本表提出時の実態に基づいて記入すること。）

|            |              |                 |                       |                     |
|------------|--------------|-----------------|-----------------------|---------------------|
| 使用している労働者数 | 総数<br>_____人 | うち正職員<br>_____人 | うちパート・アルバイト<br>_____人 | うち左記以外の職員<br>_____人 |
|------------|--------------|-----------------|-----------------------|---------------------|

| 区分              | 確認項目                                                                   | 確認結果                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1 労働条件          | (1) 労働契約に定める労働条件は、労働基準法で定める基準による適正な内容である。【基準法13】                       | はい・いいえ                          |
|                 | (2) 労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示している。【基準法15】                              | はい・いいえ                          |
|                 | (3) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法89】<br>(常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外) | はい・いいえ<br>対象外                   |
|                 | (4) 就業規則を労働者に周知させている。【基準法106】<br>(常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)       | はい・いいえ<br>対象外                   |
| 2 労働時間          | (1) 労働時間の管理並びに休憩、休日及び年次有給休暇の付与を適正に行っている。【基準法32・34・35・39】               | はい・いいえ                          |
|                 | (2) 時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法36】                  | はい・いいえ<br>対象外                   |
| 3 保険加入<br>・安全衛生 | (1) 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っている。                                        | はい・いいえ                          |
|                 | (2) 常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断を行っている。【安全法66】                        | はい・いいえ                          |
| 4 賃金            | (1) 賃金の全額を、直接労働者に、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。【基準法24】                       | はい・いいえ                          |
|                 | (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。【基準法37】                                  | はい・いいえ                          |
|                 | (3) 賃金台帳を調製し、これに基づき適正に賃金計算を行っている。【基準法108】                              | はい・いいえ                          |
|                 | (4) 使用している全ての労働者の賃金単価で最も低いものは、右欄のとおりである。                               | _____円/時間<br>地域_____<br>業種_____ |

※【基準法〇〇】：労働基準法第〇〇条・【安全法〇〇】：労働安全衛生法第〇〇条

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の項目について、その理由、改善予定等を記入すること。）

|  |
|--|
|  |
|--|

【記入要領】

1 各項目の確認結果の欄の「はい」、「いいえ」又は「対象外」のうち、該当するものを○で囲むこと。ただし、区分4の確認項目(4)の確認結果の欄には、金額並びに支払われる地域（都道府県）及び業種を記入すること。

2 区分4の確認項目(4)の確認結果の欄に記入する金額は、次の計算方法によること。

- (1) 時間給制の場合…時間給
- (2) 日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間
- (3) 月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間

ただし、次の賃金を除外する。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

※ 記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。



## グループ構成団体一覧表

|          |       |        |
|----------|-------|--------|
| グループの名称  |       |        |
| 代表となる法人等 | 名 称   |        |
|          | 所 在 地 |        |
|          | 代表者氏名 |        |
|          | 連 絡 先 | (電話番号) |
| 他の構成団体   | 名 称   |        |
|          | 所 在 地 |        |
|          | 代表者氏名 |        |
|          | 連 絡 先 | (電話番号) |
| 他の構成団体   | 名 称   |        |
|          | 所 在 地 |        |
|          | 代表者氏名 |        |
|          | 連 絡 先 | (電話番号) |
| 他の構成団体   | 名 称   |        |
|          | 所 在 地 |        |
|          | 代表者氏名 |        |
|          | 連 絡 先 | (電話番号) |
| 他の構成団体   | 名 称   |        |
|          | 所 在 地 |        |
|          | 代表者氏名 |        |
|          | 連 絡 先 | (電話番号) |

## 役員等調書兼照会承諾書

年      月      日

米 子 市 長      様

（届出者）

所   在   地

商号又は名称

職・氏名

㊟

（法人の場合は記名押印してください）

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

| 役職等 | 氏 名 | ふりがな | 生年月日 |
|-----|-----|------|------|
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |
|     |     |      |      |

### 【注意事項】

- 1 役員等（当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 2 提出された氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- 3 この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（グループによる管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。

〔グループの場合〕

【例】

- ・（構成団体間の事業内容・規模が当該法人等の規模に見合った業務分担かつ適正な事業運営となっているか。）
- ・（リスク分散及びリスク回避を可能とする対処法）

〔単独事業者の場合〕

【例】

- ・（事業の継承が必要となった場合、短期間に滞りなく移行可能な対応策、その際、事業計画及び収支予算等についての事業継続も可能とするもの）

※リスク回避及び事業継続を可能とする対応策を記述すること。

## 米子市都市公園等指定管理者候補者選定基準

| 選定基準                                                              | 評定（数値は配点）                                                                                  |                 |        |                 |   |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|---|
|                                                                   | 優                                                                                          | やや<br>優れて<br>いる | 普<br>通 | やや<br>劣って<br>いる | 劣 |
| 1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。（１５点）          |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| (1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。                         | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。（使用許可事務の代行又は取次ぎをさせない場合は、「普通」とする）           | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (3) 情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。                            | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| 2 事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（２５点）                         |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| (1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。                                          | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (2) 施設の植栽管理業務に対する基本方針は適切か。                                        | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (3) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。                        | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (4) 使用者又は利用者に対するサービス向上策は適切か。                                      | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (5) 使用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。                                    | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| 3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。（２０点）                       |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| (1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。                                          | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (2) 経費節減のための方策は適切か。                                               | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (3) 人件費の設定は適切か。                                                   | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (4) その他の管理経費の設定に無理はないか。                                           | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| 4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。（４０点）                 |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| (1) 法人等の経営状況に問題はないか。                                              | 10                                                                                         | 8               | 6      | 4               | 2 |
| (2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なもののか。                     | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。                              | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。                           | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (5) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。      | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (6) 法人等が使用する全ての労働者の労働環境は適正か。                                      | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| (7) 法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。 | 5                                                                                          | 4               | 3      | 2               | 1 |
| 総合評定（１００点）                                                        |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| 都市公園等の利用の促進に資する取組に対する優遇                                           |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| ①都市公園等の利用を顕著に促進すると認められる取組を行う事業者                                   | 2                                                                                          |                 |        |                 |   |
| ②都市公園等の利用を促進すると認められる取組を行う事業者                                      | 1                                                                                          |                 |        |                 |   |
| 地元事業者に対する優遇措置                                                     |                                                                                            |                 |        |                 |   |
| ①市内業者                                                             | 米子市内に本社、本店を有する事業者                                                                          |                 |        |                 |   |
| ②準市内業者                                                            | 米子市外に本社、本店を有するが、米子市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、納入、代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられた者がいる事業者 |                 |        |                 |   |
| 総合評定（１０４点）                                                        |                                                                                            |                 |        |                 |   |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>都市公園等の植栽管理方針</b></p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p><b>【植栽管理業務に対する基本方針】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p><b>【高木（樹高 3 m 以上）の管理、剪定等について】</b></p> <p><b>（１）高木の管理、剪定等に係る基本的な考え方及び管理方法</b></p> <p>※高木の育成に係る基本的な考え方や手法等を具体的に記載すること。</p> <p><b>（２）実施体制</b></p> <p>※実施体制の記載については、下記のいずれかの実施体制を選択した上で、その体制を具体的に記載すること。</p> <p>①指定管理者に造園技能士（１級）を１名以上配置</p> <p>②造園工事業の建設業許可を得ており造園技能士（１級）の配置が可能な施工業者に業務委託</p> |
| <p><b>【中低木（樹高 3 m 未満）の管理、剪定等について】</b></p> <p><b>（１）中低木の管理、剪定等に係る基本的な考え方及び管理方法</b></p> <p>※中低木の育成に係る基本的な考え方や管理手法等を具体的に記載すること。</p> <p><b>（２）実施体制</b></p> <p>※実施体制の記載については、造園技能士（１級）等の植栽に関する専門的知識を有する者から指導を受けられる体制をどのように構築するか具体的に記載すること。</p>                                                    |
| <p><b>【剪定等の時期及び管理業務に係る体制（ローテーション）】</b></p> <p>※樹木の管理業務（剪定等）の年間の実施時期や体制（人員等）を記載すること。</p>                                                                                                                                                                                                      |
| <p><b>【樹種ごとの特記事項など】</b></p> <p>※特に管理に注意が必要な樹種やその他特記事項があれば、その内容を具体的に記載すること。</p> <p>※公園内の植栽等が公園区域外に越境している場合の対応についても具体的に記載すること。</p>                                                                                                                                                             |

## 米子市都市公園等説明会 参加申込書

令和    年    月    日

団 体 名  
所 在 地  
所属・職名  
担当者氏名  
電 話 番 号

下記のとおり、説明会への参加を申し込みます。

記

|         |                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 団 体 名   |                                                                                                                                                |
| 参加者職・氏名 |                                                                                                                                                |
| 緊急時の連絡先 | <div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;">電話(携帯)番号 (       )       —</div> <div style="padding-top: 5px;">担当者氏名</div> |

※ 参加者は、1 団体につき、2 人以内とします。

# 質 問 票

令和 年 月 日

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 団 体 名   |                          |
| 所 在 地   |                          |
| 所属・職名   |                          |
| 担当者氏名   |                          |
| 電 話 番 号 |                          |
| 質 問 枚 数 | 枚（ページ番号を記入のこと。）          |
| 質 問 項 目 | （〇〇公園 募集要項又は資料名・ページ・項目等） |
| 質 問 内 容 |                          |

## 米子市都市公園（〇〇区域）の管理に関する基本協定書 【例】

米子市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり米子市都市公園（〇〇区域）における都市公園及び緑地その他都市公園に類似する施設で甲が定めるもの（以下「都市公園等」という。）の管理に関する協定を締結した。

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号。以下「都市公園条例」という。）第21条の規定に基づき米子市都市公園（〇〇区域）の指定管理者に指定された乙が行う都市公園等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの協定を履行しなければならない。

#### （公共性等の尊重）

第3条 乙は、乙は、都市公園等の設置目的、指定管理者の指定の意義並びに第6条第1項に規定する都市公園等の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の処理に当たって求められる公共性及び公平性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

#### （法令等の遵守）

第4条 乙は、管理業務の処理に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (2) 地方自治法
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- (6) 米子市都市公園条例及び米子市都市公園条例施行規則（平成17年米子市規則第111号）並びに米子市都市公園有料公園施設管理規則（平成17年米子市規則第112号）
- (7) 米子市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年米子市条例第32号）
- (8) 米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）
- (9) 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成17年米子市規則第18号。以下「手続規則」という。）
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）



- (11) 米子市行政手続条例（平成１７年米子市条例第２５号）
- (12) 米子市暴力団排除条例（平成２３年米子市条例第２１号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理業務に適用される法令等  
（協定の有効期間等）

第５条 この協定の有効期間は、乙の指定管理者の指定期間（以下単に「指定期間」という。）である令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。ただし、管理業務を処理するために指定期間前に行うことが必要な事項に係る規定については、この協定の締結の日から効力を有するものとする。

２ 管理業務に係る事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（管理業務の内容）

第６条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 都市公園等の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
  - ア 樹木等の管理及び育成
  - イ 施設等の保守点検、補修及び清掃
  - ウ 施設等の警備
  - エ 電気設備、放送設備及び機械設備の操作
  - オ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、ファクシミリ使用料金、下水道使用料等）の支払
  - カ 施設等に係る安全衛生管理
- (2) 都市公園等の利用に関すること。
  - ア 行為許可等による催し等が円滑に行える環境の整備（催し等への協力、施設等の案内等）
  - イ 広報活動の実施
  - ウ 利用者の応接（施設等の案内、苦情対応等）
  - エ 市が占用許可等を行った物件の確認及び不法占用物件等の確認と報告
  - オ 都市公園等の利用の促進に資する事業者との連携及び協力
- (3) 都市公園等内の非常時における初動対応に関すること。
  - ア 待機及び連絡対応
  - イ 被害に関する調査及び報告
  - ウ 応急措置
- (4) その他都市公園等の管理業務のうち、次に掲げるもの。
  - ア 都市公園等の管理業務の処理に必要な体制の整備
  - イ 情報の公開及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置
  - ウ 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
  - エ 事業計画書及び事業報告書の作成及び提出
  - オ 経営状況を説明する書類の作成及び提出
  - カ 都市公園等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
  - キ 市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市都市公園の運営に関する意

#### 見交換会への出席

ク その他都市公園等の管理業務に関する庶務、経理等の事務

2 乙は、前項に掲げる管理業務を、別添都市公園等（〇〇区域）管理業務仕様書に従い処理するものとする。

3 次に掲げる業務については、甲が直接行うものとする。

(1) 米子市都市公園条例第8条、都市公園法第5条、都市公園法第6条又は地方自治法第238条の4第7項の規定による都市公園等に関する許可に関すること。

(2) 前号の許可に伴う米子市都市公園条例第12条又は米子市都市公園条例第13条の規定、若しくは行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）に基づく都市公園等の使用料の調定及び徴収に関すること。

(3) 本項第1号の許可に伴う電気設備又は水道設備の使用に係る経費の調定及び徴収に関すること。

#### （管理の基本方針）

第7条 乙は、管理業務の処理に当たっては、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。

2 乙は、市民が広く利用する公の施設としての都市公園等の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な都市公園等の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、都市公園等の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。

#### （施設等の無償使用）

第8条 乙は、都市公園等の施設等及び都市公園等に備え付けられた備品（甲の所有に係るものに限る。）を、無償で 사용할 ことができる。なお、当該備品を廃止した場合は、代替の備品の貸与は行わない。

2 乙は、都市公園等にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、甲に報告しなければならない。

3 乙は、第1項に規定するセンターの施設等及びセンターに備え付けられた備品を管理業務の処理以外の目的のために使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### （管理業務に関する甲の調査及び指示）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙の管理業務の処理の状況について随時報告を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じ、又は協力しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、この協定に定めるもののほか、管理業務の処理について乙に指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

## 第2章 違反行為への対応及び災害時等の使用

#### （違反行為への対応）

第10条 乙は、米子市都市公園条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者を発見

した場合は、直ちに、その旨及びその状況を甲に報告するとともに、その者に対し、当該行為を中止し、都市公園を原状に回復し、又は都市公園から退去するよう申し入れるものとする。

(災害時等における優先的使用)

第11条 甲は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、都市公園等の施設等を優先的に使用することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

### 第3章 管理業務の処理に必要な経費

(管理業務の処理に必要な経費)

第13条 乙は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。

(指定管理料)

第14条 甲は、毎年度、甲の予算の範囲内で指定管理料を乙に支払う。

2 指定管理料の額及び支払方法は、毎年度、別に協定を締結して定めるものとする。

(責任の区分)

第15条 次の表の左欄に掲げる事項に係る甲と乙との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

| 事 項                                          |                                                                       | 責 任 の 区 分                          |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 施設等の損傷                                       | 施設等の管理上の瑕疵に係るもの                                                       | 乙                                  |
|                                              | 上記以外のもの                                                               | 事案の原因ごとに判断し、甲、乙協議して定める。            |
| 利用者(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。)への損害賠償          | 施設等の管理上の瑕疵に係るもの                                                       | 乙                                  |
|                                              | 上記以外のもの                                                               | 事案の原因ごとに判断し、甲、乙協議して定める。            |
| 施設等の修繕                                       | 修繕額が60万円以上のもの<br>(ただし、乙が定期的な点検や応急対応等を怠ったことに起因する修繕を除く。)及び災害復旧(本格復旧に限る) | 甲                                  |
|                                              | 修繕額が60万円未満のもの                                                         | 乙                                  |
| 施設等に係る火災保険及び災害保険への加入                         |                                                                       | 甲                                  |
| 利用者に係る損害賠償保険(指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるものに限る。)への加入 |                                                                       | 甲(なお、左記に該当しない損害賠償保険については、甲は加入しない。) |

2 前項に規定する責任の区分に疑義がある場合又は同項の表の左欄に掲げる事項以外の事項が生じた場合は、甲、乙協議の上、責任の区分を定めるものとする。

(会計の区分)

第16条 乙は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければ

ばならない。

#### 第4章 管理業務の処理

##### (管理業務の処理体制)

第17条 乙は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。

- 2 都市公園等への職員の配置については、毎年度、別に協定を締結して定める。
- 3 乙は、職員の名簿を甲に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- 4 乙は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、特に十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- 5 乙は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、その処理の方法について甲と協議しなければならない。
- 6 乙は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、甲は、何らの責任を負わないものとする。

##### (管理業務の開始に伴う事務引継ぎ)

第18条 乙は、管理業務を開始する日までに、甲（及び現に管理業務を行っている〇〇〇から事務引継ぎを受けなければならない。

##### (管理業務の開始に伴う準備)

第19条 乙は、管理業務を開始する日までに、職員となるべき人材を確保し、十分に必要研修を行わなければならない。

- 2 乙は、必要があると認める場合には、管理業務の開始に先立ち、甲に対して都市公園等の施設等の視察を申し出ることができる。
- 3 甲は、乙から前項の規定による申出があった場合は、合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。

##### (事業計画及び予算)

第20条 乙は、毎年度、甲が指示する期日までに、翌年度における事業計画及び予算に関する書類（以下「事業計画書等」という。）を作成して甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書等について、必要があると認めるときは、乙に対し、その変更を指示することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により提出した事業計画書等を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、管理経費の配分の変更については、甲に報告すれば足りるものとする。
- 4 乙は、都市公園等の運営に係る企画を実施する場合は、あらかじめ、その内容を甲と協議しなければならない。

##### (事業報告書)

第21条 乙は、手続条例第11条の規定に基づき、毎年度、甲が指示する期日までに、

事業報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、乙は、毎月、都市公園等の利用の状況その他甲が指示する事項を記載した報告書を作成し、翌月の10日（3月分の報告書については、同月31日）までに、甲に提出しなければならない。

3 甲は、管理業務の処理の状況に関し、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に検査をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（経営状況を説明する書類）

第22条 乙は、手続規則第5条の規定に基づき、毎年度、甲が指示する期日までに、経営状況を説明する書類を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

（委託等の禁止）

第23条 乙は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた一部の業務については、この限りでない。

2 前項ただし書の甲の承認を受けて管理業務の一部の処理を第三者に請け負わせ又は委託する場合は、全て乙の責任及び負担において行うものとし、そのことにより生じた一切の損害及び追加費用については、全て乙が負担するものとする。

（秘密の保持）

第24条 乙及び職員は、管理業務の処理において知り得た甲の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。この協定の終了後も、同様とする。

（文書管理）

第25条 乙は、管理業務の処理に伴い作成し、又は取得した文書を適正に管理し、指定期間の満了後において、甲の指示するところにより、これを甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、この協定の有効期間中、甲が前項の文書を閲覧し、又は複写することを求めた場合には、これに応じなければならない。

（情報公開）

第26条 乙は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第27条 乙は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し甲と同様の責務を有するものとし、甲の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の重要性を認識し、管理業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正かつ厳重に保管するものとし、管理業務を行う施設内又は甲が事前に書面で承諾した場所以外の場所に、個人情報を持ち出してはならない。ただし、乙が、当該個人情報を持ち出すことがやむを得ないものとして、持出しの範囲を定めて個人情報を厳重に管理することを条件に、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

3 乙は、管理業務を処理するために保有する個人情報を管理業務の処理以外の目的のために使用してはならない。この協定の終了後も、同様とする。

4 乙は、管理業務の処理において知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

- 5 乙は、甲の承認を受けることなく、管理業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、管理業務の完了後、前項の資料等を速やかに甲に返還するとともに、自ら収集し、又は作成した個人情報を破棄しなければならない。
- 7 甲は、乙に個人情報を取り扱わせるに当たって、当該個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対し、当該個人情報の保管について随時に必要かつ適切な調査及び監督を行うことができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。
- 8 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷（以下この項において「事故」という。）の防止その他当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとし、事故が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 9 前各項に規定するもののほか、甲が個人情報の保護に関し必要と認めるときは、乙に指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。  
（利用者団体等との連携協力）

第28条 乙は、管理業務の処理に当たっては、都市公園等の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。

## 第5章 指定の取消し及び業務の停止

（管理業務の継続が困難となった場合の措置）

- 第29条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに、その旨を甲に申し出なければならない。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して改善すべき旨の勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出及びその実施を求めることができる。
  - 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲及び乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し及び管理業務の停止）

- 第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、この協定に定める事項を履行しないとき、又は履行することができる見込みがないと認められるとき。
  - (2) 乙が、関係法令等又はこの協定の規定に違反したとき。
  - (3) 指定管理者の指定の手續又は管理業務の処理に当たり、乙に不正の行為があったとき。
  - (4) 乙が、正当な理由がなく、第9条第1項の規定により甲が求めた報告を行わず、又は甲が行おうとした調査を拒否し、若しくは妨害したとき。
  - (5) 乙が、正当な理由がなく、第9条第2項の規定による管理業務に関する甲の指示に従わないとき。

- (6) 乙が、前条第2項の規定による改善勧告に対し、定められた期間内に改善計画書を提出せず、又は改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。
  - (7) 乙の財務状況の著しい悪化、会社更生若しくは民事再生の申立て等の理由により管理業務の処理が困難と認められ、又は著しく社会的信用を損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
  - (8) 乙が、手続条例第5条各号に規定する欠格条項のいずれかに該当したとき。
  - (9) 前条第1項の規定による申出があったとき。
  - (10) 乙から指定管理者の指定の取消しの申出があったとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理料の返還)

第31条 乙は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、第14条の規定により当該年度分の指定管理料の支払を受けているときは、甲の指示するところにより、当該支払を受けた指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

## 第6章 指定期間の満了等に伴う措置

(施設等の引渡し)

- 第32条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第30条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、都市公園等の施設等及び都市公園等に備え付けられた備品(甲の所有に係るものに限る。)を、甲の指示する期日までに原状に回復した上で、甲に引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、同項の規定による原状回復を行わず、別に甲が指示する状態で同項に規定する備品を甲に引き渡すことができる。

(必要費等の請求権の放棄)

第33条 乙は、指定期間が満了し、又は第32条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、センターの施設等に投じた必要費又は有益費があっても、これを甲に請求することができない。

(管理業務の終了又は停止に伴う事務引継ぎ)

- 第34条 乙は、指定期間が満了したとき、又は第32条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲が指示する期日までに、甲又は甲が指定した者に対して事務引継ぎを行わなければならない。ただし、指定期間満了後、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。
- 2 甲は、必要があると認める場合には、指定期間の満了に先立ち、乙に対し、甲又は甲が指定する者による都市公園等の施設等の視察を申し出ることができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による申出があった場合は、合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第7章 都市公園等の廃止等に伴う措置

(都市公園等の廃止又は供用の停止に伴う措置)

第35条 甲は、指定期間の中途において都市公園等を廃止し、又は都市公園等の供用を停止することとなったときは、この協定を解除することができる。この場合において、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

2 前項後段の規定による通知は、同項前段の規定によりこの協定を解除しようとする日の60日前までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定によりこの協定を解除されたことにより損害が生じた場合であっても、甲に対し、その賠償を請求することはできない。ただし、同項後段の規定による通知が、この協定を解除しようとする日の60日前までに行われなかった場合は、乙は、甲に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

(都市公園等の供用の休止に伴う措置)

第36条 甲は、修繕、改修その他の事情により都市公園等の供用を一時的に休止する場合は、あらかじめ、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定するところによる都市公園等の供用の休止に伴い管理業務の処理を行わないこととなったことにより損害が生じた場合であっても、甲に対し、その賠償を請求することはできない。

## 第8章 その他

(損害賠償)

第37条 乙は、管理業務の処理に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

2 乙は、第32条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第38条 乙は、その所在地、代表者等に変更があったときは、遅滞なく、当該変更した事項を証する書類を添えて、甲に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第39条 乙は、この協定によって生じる乙の権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(協定の変更)

第40条 都市公園等の管理に関し特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第41条 管理業務及びこの協定に関する争訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。



(疑義等の解決)

第42条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 (法人等の所在地)  
(法人等の名称)  
(代表者の職・氏名)

令和○年度における米子市都市公園（○○区域）の管理に関する協定書【例】

米子市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、令和○年○月○日付けで締結した米子市都市公園（○○区域）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、次のとおり令和○年度における米子市都市公園（○○区域）（以下「都市公園（○○区域）」という。）の管理に関する協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、基本協定書に定めるもののほか、令和○年度における都市公園（外浜区域）の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理料）

第2条 基本協定書第14条第1項の規定に基づき甲が乙に支払う令和○年度における指定管理料の額は、年額○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○○円）とする。

2 指定管理料は、次の表に定めるところにより分割して支払うものとする。

| 支 払 時 期 | 支 払 額 |
|---------|-------|
| 令和○年4月  | ○○○○円 |
| 令和○年7月  | ○○○○円 |
| 令和○年10月 | ○○○○円 |
| 令和○年1月  | ○○○○円 |

3 乙は、甲の指示する手続に従って、指定管理料の支払を請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、甲が定める方法により、当該請求に係る額の指定管理料を乙に支払わなければならない。

5 基本協定書が解除された場合その他年度の中途において管理業務が終了した場合は、乙は、甲の指示するところにより、既に受領した指定管理料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

（職員配置）

第3条 基本協定書第17条第2項の規定に基づき乙が令和○年度において配置すべき職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括責任者 1人
- (2) 統括責任者を補佐する者 1人
- (3) その他の職員 ○人以上

（協定の変更）

第4条 令和○年度における都市公園（○○区域）の管理業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更するものとする。

（疑義等の解決）

第5条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司

乙 (法人等の所在地)  
(法人等の名称)  
(代表者の職・氏名)

## 4 モニタリング

### (1) 概要

モニタリングとは、指定管理者による業務において、条例及び規則並びに協定書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを市が確認すること、また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか、市が監視し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理運営の継続が適当でないと認めるときは指定の取消し又は管理業務の停止を行うことも含めたチェック体制のことをいいます。

### (2) 目的

#### ア 施設の設置目的の達成

指定管理者による管理運営は、施設本来の設置目的の達成に資するものである必要があります。そのため、市民の利用状況や評価、指定管理者による管理運営が、施設の設置目的のためにどのような成果を上げたかを把握し、必要な指導を行うことで、より効果的、効率的な管理運営を図ります。

#### イ リスクの軽減

モニタリングを実施することにより、施設における重大な事故又はその予兆を見逃したり、指定管理者の運営業務や組織そのものが破綻し、施設の運営が継続できないといった状況やコスト削減による公共サービスの水準の低下、管理が不適切であったため行政コストが高くなるといった状況が発生するリスクを軽減します。

#### ウ 透明性の確保

市の施策や指定管理者の指定に関し、市民に対する説明責任の観点から、施設の管理運営の状況を適切に把握し、その成果を評価検証し、公表します。

#### エ 履行の確認

実地検査や事業報告書等の確認により、指定管理者のサービスが協定書、事業計画書等で定められた内容、水準を満たしているかどうかを確認し、必要な指導を行うことにより適正な管理運営を確保します。

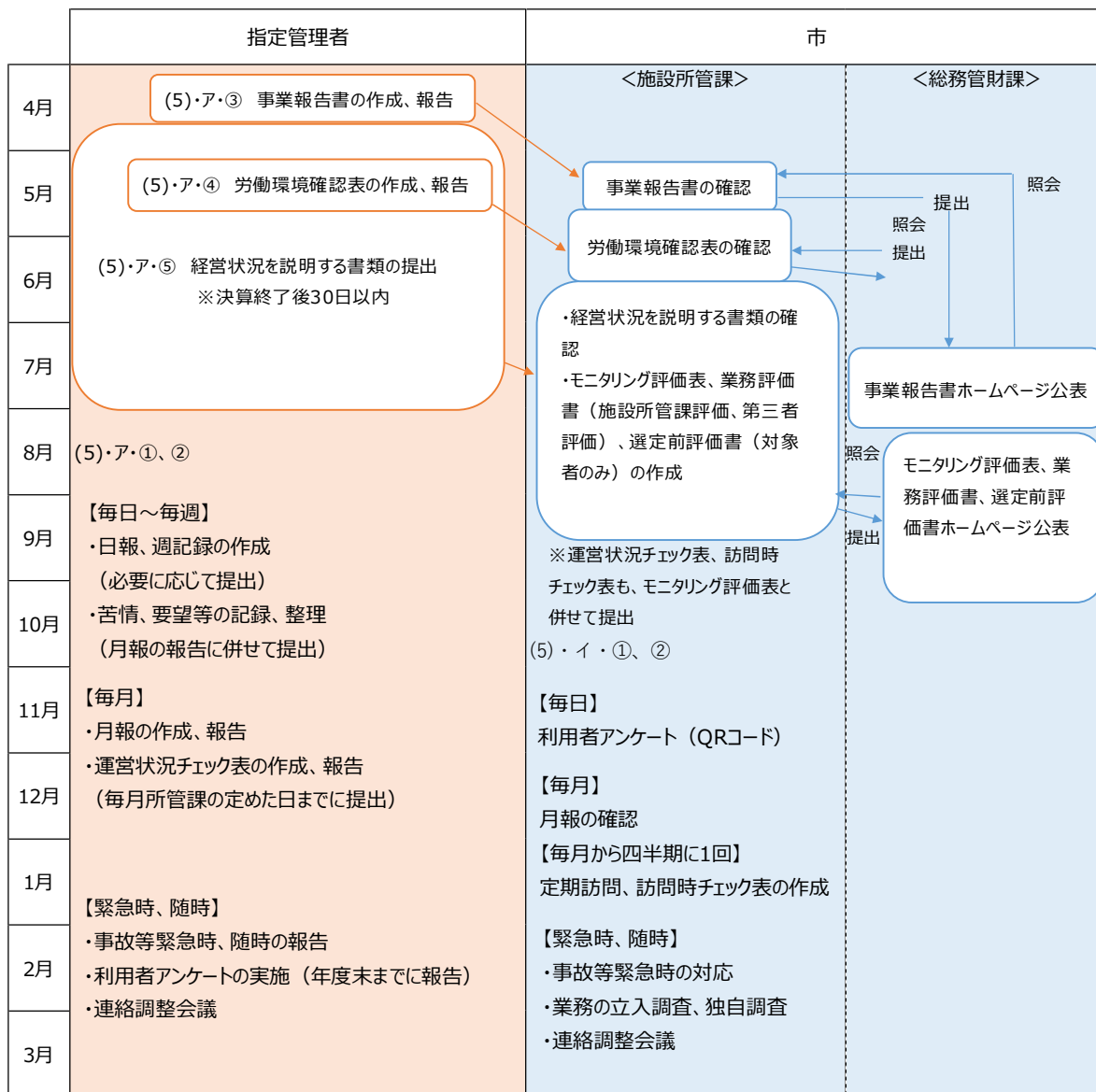
#### オ サービスの質の評価

上記の確認作業やアンケート調査等の結果を基に、指定管理者が行っているサービスの水準について、測定し、及び評価し、その原因を分析することにより、更なるサービスの向上に役立てます。

## カ サービスの安定性の評価

指定管理業務に係る収支状況や指定管理者である団体の経営状況を確認することにより、施設の管理運営、サービスの提供が継続して安定的になされているかを確認する。それにより課題が見られた場合は、早期に改善が図られるよう指定管理者に指示し、協議します。

### (3) スケジュール



## (4) 方法

### ア 指定管理者によるモニタリング

#### ① 業務遂行の記録、自己評価

##### ● 日報・月報

清掃、機器点検、安全対策、施設の利用状況、料金の収納状況、苦情への対策等について日報、月報等に記録します。

##### ● 運営状況チェック表（自己評価）

毎月、自己評価による運営状況のチェックを「運営状況チェック表（自己評価）（別紙Ⅰ）」により行い、その結果を施設所管課へ提出します。

#### ② 利用者アンケート

利用者の意見や要望を把握するため、定期的に（少なくとも年1回）当該施設で提供されるサービスに関する利用者アンケートを実施し、その結果を集計します。実施するアンケートの内容は、あらかじめ、施設所管課と協議して定めます。

なお、結果については、毎年自己評価を行い、今後の管理運営に反映させるとともに、毎年度末までに、施設所管課へ報告するものとします。（任意様式）

#### ③ 事業報告書

毎年度終了後30日以内に、前年度の事業報告書（下記項目）を施設所管課へ提出します。（地方自治法第244条の2第7項、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例第11条）

⇒ 管理業務の実施状況

⇒ 施設の利用状況

⇒ 使用料（利用料金）の収入実績

⇒ 管理業務の実施に係る収支状況

（参考：市 HP トップ⇒市の組織⇒総務部⇒総務管財課⇒指定管理者⇒

指定管理者から提出された各施設の事業報告書を公表します（令和5年度））

### 【地方自治法】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

## 【米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例】

（事業報告書の作成及び提出）

第 11 条 指定管理者は、法第 244 条の 2 第 7 項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後 30 日以内（同条第 11 項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日から 30 日以内）に、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された場合においては、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１） 管理業務の実施状況

（２） 当該市の施設の利用状況

（３） 使用料又は利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。）の収入の実績

（４） 管理業務の実施に係る収支状況

### ④労働環境確認表

指定管理者は、施設の管理業務に従事する労働者の労働環境について、毎年 4 月末日の実態に基づいて「労働環境確認表（別紙 5）」を作成し、毎年 5 月末日までに、これを施設所管課へ提出します。

### ⑤経営状況を説明する書類

毎年度決算終了後 30 日以内に、前年度の決算書その他の財務に関する書類（貸借対照表及び財産目録を含むもの）を施設所管課へ提出します。（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項、第 10 項及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則第 5 条）

## 【地方自治法】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

### 第 244 条の 2 略

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

【米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則】

(経営の状況に関する報告)

第5条 指定管理者は、毎年度、市長の定める期間内に、その経営状況を説明する書類を市長に提出しなければならない。

**イ 市の施設所管課が行うモニタリング**

モニタリングは、全ての指定管理者制度導入施設について行うものとし、利用者の立場に立った施設運営のために、指定管理者と協議し、適切な運営に努めるものとします。

施設所管課は、以下の資料を総務管財課に報告するものとします。

ア 事業報告書

イ 労働環境確認表（別紙5）

ウ 経営状況を説明する書類

エ モニタリング関係資料

- ・運営状況チェック表【自己評価】（別紙1）
- ・訪問時チェック表（別紙6）
- ・モニタリング評価表（別紙2）
- ・指定管理者選定前評価書（別紙7）
- ・業務評価書（別紙3）
- ・改善指示書（別紙4）（該当がある場合のみ）

※総務管財課は、上記ア、エについて、結果を集約し、ホームページにて公表します。

①業務遂行の確認

●定期訪問（1カ月～3カ月ごと）

指定管理者の業務遂行の状況の確認を把握するため、1か月から四半期毎に定期訪問を実施し、その結果を「訪問時チェック表（別紙6）」により行います。また、指定管理者から業務報告書等の関係書類の提出を求め、その内容を確認し、毎事業年度終了後に「モニタリング評価表（別紙2）」を作成します。その際、上記「訪問時チェック表」（別紙6）も併せて提出します。

(参考：市HPトップ⇒市の組織⇒総務部⇒総務管財課⇒指定管理者⇒

指定管理者の業務内容についての評価を公表します（令和5年度上期）)

●連絡調整会議（随時）

業務の実施方針等の確認を要する場合など、必要に応じて開催します。



## ②利用者アンケート（QRコード）

利用者が随時、意見等を提出できるよう、各施設内にとっとり電子申請サービスを利用したQRコードを設置しています。

利用者が回答したアンケートは、施設所管課及び総務管財課のメールアドレスに通知が送信される設定としています。利用者からの回答があった場合は、モニタリング評価表にその内容を記載してください。

【QRコード】

施設ご利用のみなさまへ

**ご意見・ご要望をお聞かせください**

施設名：米子市弓浜コミュニティ広場



- 今後のより良い施設運営の参考にさせていただきますので、アンケートにご協力ください。
- QRコードを読み取って回答をお願いします。（※通信費はご回答者様のご負担となります）
- アンケートの所要時間は最短で3分程度です。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

〈お問い合わせ〉

【施設に関すること】米子市 まちづくり企画課 ☎（0859）23-5373

【アンケートに関すること】米子市 調査課 ☎（0859）23-5307

※アンケート受信後の内容の確認は「QRコードによるアンケート内容確認方法（別紙8）」を参照してください。

### ③事業の収支状況の確認

指定管理者から提出された収支状況の報告書等に基づき、経理の状況について確認します。

### ④経営状況の確認

施設所管課は、指定管理者から提出された決算書等に基づき、指定管理者が引き続き安定的に公の施設の管理業務を行うことができるかどうかを確認します。

### ⑤管理運営業務の評価、指示

施設所管課は、業務遂行確認や事業報告書等の確認の結果に基づき、毎年度、指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果を「業務評価書（別紙３）」により指定管理者に通知するものとし、作成に当たり、施設の管理運営状況を把握し、適切な評価及び助言を行うことができる施設の利用者団体その他の第三者によるモニタリング結果の検証と評価を受け、施設所管課の評価とともに公表します。

更に管理運営の是正や改善が必要な場合は、「改善指示書（別紙４）」を通じて指示を行います。

改善指示を受けた指定管理者は、対応策を「改善計画書」（任意様式）として取りまとめ、市に提出するとともに、改善に取り組むものとし、

#### 【第三者評価に関する基本方針】

指定管理者による施設の管理運営業務のサービス水準の維持・向上及び財務状況等について市が実施した調査・評価などのモニタリング結果について、より客観性を高めるため指定管理施設評価委員会〔仮称〕（以下「評価委員会」という。）を設置し、市のモニタリング結果の検証と評価を実施する。

・原則として、施設ごとに複数の利用者代表等外部委員による評価委員会を設置する。ただし、複数の施設を一括して評価する場合は、事前に総務管財課と協議する。

・既に第三者を含み、又は第三者による運営委員会等を設置している施設については、その組織を評価委員会とみなし、評価を行う。

### ⑥労働環境の確認

施設所管課は、指定管理者から提出された「労働環境確認表」（別紙５）に基づき、施設の管理業務に従事する労働者の労働環境について確認します。（ア④労働環境確認表）

## (5) モニタリング選定前評価

令和7年度以降に選定された指定管理者に対して、4(4)イ①で行うモニタリングとは別に選定前評価を実施してください。

### ア 目的

モニタリングの結果を次回公募時における選考時の評価項目とする。

### イ 実施年度

次期指定管理者の選定を行う前年度

### ウ 対象期間

指定管理初年度から次期指定管理者の選定を行う前々年度

※選定スケジュールの都合上、選定を行う前々年度までの評価となります。

### エ 実施内容

各年度ごとに実施したモニタリング評価の点数を「指定管理者選定前評価書（別紙7）」に、入力します。

### オ 実施スケジュール

【例】※指定期間5年、令和8年度から12年度まで指定の場合

|                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| (令和 8 年度 前指定期間の最終年度のモニタリング評価) |                           |
| 令和 9 年度                       | 通常モニタリング (令和 8 年度の活動を評価)  |
| 令和 10 年度                      | 通常モニタリング (令和 9 年度の活動を評価)  |
| 令和 11 年度                      | 通常モニタリング (令和 10 年度の活動を評価) |
| + 選定前評価 (令和 8 ～ 10 年度の結果を評価)  |                           |
| 令和 12 年度                      | 通常モニタリング (令和 11 年度の活動を評価) |

※選定前評価期間・

### 【変更点】

- 従来、年2回（上期・下期）実施していたモニタリングは、令和7年度に選定された指定管理者から、各年度ごとの1回に加え、選定前評価の実施に変更します。

## カ 選定前評価の基準

### ① 条例上自主事業の実施が可能な施設

指定期間が5年の場合、 $100\text{点} \times 3\text{年度} = 300\text{点満点}$ とし、合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

| 評価結果              | 選定時における実施の内容  |
|-------------------|---------------|
| 合計得点が270点以上       | 総合評価に2点加点する。  |
| 合計得点が255点以上270点未満 | 総合評価に1点加点する。  |
| 合計得点が180点以上255点未満 | 加点・減点無し。      |
| 合計得点が150点以上180点未満 | 総合評価から1点減点する。 |
| 合計得点が150点未満       | 総合評価から2点減点する。 |

### <指定期間が6年以上の場合>

指定期間が6年以上の場合、満点は $100\text{点} \times (4(5)\text{ウ対象期間})$ 年度で算出し、以下の表のとおり合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

| 評価結果                                                 | 選定時における実施の内容  |
|------------------------------------------------------|---------------|
| 合計得点が（満点 $\times 90\%$ ）点以上                          | 総合評価に2点加点する。  |
| 合計得点が（満点 $\times 85\%$ ）点以上<br>（満点 $\times 90\%$ ）未満 | 総合評価に1点加点する。  |
| 合計得点が（満点 $\times 60\%$ ）点以上<br>（満点 $\times 85\%$ ）未満 | 加点・減点無し。      |
| 合計得点が（満点 $\times 50\%$ ）点以上<br>（満点 $\times 60\%$ ）未満 | 総合評価から1点減点する。 |
| 合計得点が（満点 $\times 50\%$ ）点未満                          | 総合評価から2点減点する。 |

### <指定期間が5年未満の場合>

6ページに記載の《補足Ⅰ：指定の期間》の趣旨のとおり、指定管理期間は5年を基本とすることを考えていることから、選定前評価の対象とはしません。

## ② 条例上自主事業の実施が不可能な施設

指定期間が5年の場合、90点×3年度＝270点満点とし、合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

| 評価結果              | 選定時における実施の内容  |
|-------------------|---------------|
| 合計得点が243点以上       | 総合評価に2点加点する。  |
| 合計得点が230点以上243点未満 | 総合評価に1点加点する。  |
| 合計得点が162点以上230点未満 | 加点・減点無し。      |
| 合計得点が135点以上162点未満 | 総合評価から1点減点する。 |
| 合計得点が135点未満       | 総合評価から2点減点する。 |

### <指定期間が6年以上の場合>

指定期間が6年以上の場合、満点は90点×（4(5)ウ対象期間）年度で算出し、合計得点に応じて次期指定管理者の選定時に加点または減点等を行います。

| 評価結果                           | 選定時における実施の内容  |
|--------------------------------|---------------|
| 合計得点が（満点×90％）点以上               | 総合評価に2点加点する。  |
| 合計得点が（満点×85％）点以上<br>（満点×90％）未満 | 総合評価に1点加点する。  |
| 合計得点が（満点×60％）点以上<br>（満点×85％）未満 | 加点・減点無し。      |
| 合計得点が（満点×50％）点以上<br>（満点×60％）未満 | 総合評価から1点減点する。 |
| 合計得点が（満点×50％）点未満               | 総合評価から2点減点する。 |

### <指定期間が5年未満の場合>

6ページに記載の《補足Ⅰ：指定の期間》の趣旨のとおり、指定管理期間は5年を基本とすることを考えていることから、選定前評価の対象とはしません。

## キ その他

次期指定管理者の選定を非公募で行う施設については、加点または減点等を行う必要はありません。

(別紙1)

## 米子市〇〇〇センター 運営状況チェック表（自己評価）（令和 年 月）

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 施設名    |                     |
| 施設所管課  | 部 課                 |
| 指定管理者名 | (チェック表作成者： )        |
| 指定期間   | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |

| 評価対象       | 評価項目                                             | 評価 | 特記事項 |
|------------|--------------------------------------------------|----|------|
| 1 職員の基本的要件 | 職員による管理業務の処理体制は適切か                               |    |      |
|            | 職員は業務の内容を十分に把握して業務に当たっているか                       |    |      |
|            | 職員の言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切か                            |    |      |
| 2 建物管理     | 利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか<br>管理記録は適切に記録、保管されているか |    |      |
| 3 設備管理     | 利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか<br>管理記録は適切に記録、保管されているか |    |      |
| 4 備品管理     | 利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか<br>管理記録は適切に記録、保管されているか |    |      |
| 5 外構・駐車場管理 | 利用に支障を来すような状況のまま放置されていないか<br>管理記録は適切に記録、保管されているか |    |      |
| 6 植栽管理     | 樹木・花壇等は良好な外観で適切に管理されているか                         |    |      |
| 7 草刈・除草    | 草刈りや除草は適切に行われているか                                |    |      |
| 8 清掃作業     | 施設内、敷地内全体が清潔に保たれているか                             |    |      |
|            | トイレトペーパー、消毒用品、手洗用石鹸等の備品は常に補給されているか               |    |      |
| 9 避難経路     | 避難経路に障害物はないか                                     |    |      |

|                 |                               |  |  |
|-----------------|-------------------------------|--|--|
| 10 情報公開・個人情報    | 情報公開の取組、個人情報等の管理は適切か          |  |  |
| 11 利用促進         | 広報活動等を実施し、施設の利用促進を図っているか      |  |  |
| 12 利用許可等        | スムーズな利用許可、案内等ができていますか         |  |  |
| 13 運営           | 利用者の平等な利用が確保されているか            |  |  |
|                 | 予定された自主事業の運営は滞りなく行えているか       |  |  |
|                 | 予算の範囲内で適切に事業を執行しているか          |  |  |
|                 | 苦情の処理は適切に行っているか               |  |  |
|                 | 利用者へのアンケートを実施し、要望把握と改善を行っているか |  |  |
| 【総評（指定管理者自己評価）】 |                               |  |  |

※ 施設の性格や設置目的等により、評価項目は追加、変更できる。

※ 評価区分 A（優 良）＝協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である

B（良 好）＝協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である

C（課題含）＝協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある

D（要改善）＝協定書、仕様書等を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である

※ 特記事項欄は、評価を行った確認方法（例：目視確認、台帳確認、資料確認等）と当該評価を行った理由を記載すること。

※総評欄は、事業計画書等との整合性を検証し、自己評価、業務の改善方策等を記入する。

(別紙2)

## 令和 年度「米子市〇〇〇センター」モニタリング評価表〔令和 年 月〕

|         |                     |  |  |
|---------|---------------------|--|--|
| 施設名     |                     |  |  |
| 施設所管課   | 部 課                 |  |  |
| 指定管理者名  | 団体名                 |  |  |
|         | 所在地                 |  |  |
| 指定期間    | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |  |  |
| 選定方法    | 公 募 ・ 非公募           |  |  |
| 施設の設置目的 |                     |  |  |
| 主な実施事業  |                     |  |  |

| 評価項目                 | 評価基準                                                                 | 評価 | 特記事項 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------|----|------|
| <b>I 履行の確認 (60点)</b> |                                                                      |    |      |
| 1 施設全般の管理運営に関する業務    |                                                                      |    |      |
| (1)管理体制              | 施設の管理体制が明確になっており、基準に基づいた適切な人員配置がなされているか<br>安全対策、危機管理体制などが十分に講じられているか |    |      |
| (2)職員研修              | 職員の業務に必要な資質・能力の向上を図るための研修・教育が適切に行われたか                                |    |      |
| (3)利用促進業務            | 利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか                                             |    |      |
| 2 利用者に関する業務          |                                                                      |    |      |
| (1)利用状況              | 利用者数・稼働率等は適切な水準であるか ※1                                               |    |      |
| (2)利用者の要望把握等         | 利用者の要望の把握及びその実現策は適切に行われているか                                          |    |      |
| 3 保守点検及び清掃等の業務       |                                                                      |    |      |
| (1)保守点検業務            | 基準に基づき、保守点検が適切に行われたか<br>第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か                         |    |      |
| (2)清掃・維持業務           | 基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか<br>第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か                    |    |      |



|                            |                                                                         |  |  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--|--|
| (3) 保安・警備業務                | 基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか<br>第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か                         |  |  |
| (4) 修繕業務                   | 基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか<br>第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か                            |  |  |
| 4 自主事業の実施に関する業務            | 事業計画書に沿った自主事業が適切に行われたか<br>※条例上自主事業の実施が可能な施設に限る。                         |  |  |
| 5 情報公開・個人情報に係る措置           | 情報公開・個人情報保護に係る措置は適切に行われたか                                               |  |  |
| 6 管理目標                     | 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方についての提案は具体化されているか                                    |  |  |
| <b>Ⅱ サービスの質の評価 (25点)</b>   |                                                                         |  |  |
| 1 利用者満足度                   | 利用者へのサービスの質を維持・向上させるための提案は具体化されているか<br>利用者アンケート等を実施し、その結果は妥当であるか        |  |  |
| 2 維持管理業務                   | 日常清掃業務や衛生管理、備品などの設備の維持管理は適正に行われ、良好な状態で施設の利用が行われているか                     |  |  |
| 3 運営業務                     | 事業運営について、サービス水準の向上のための創意工夫が見られるか<br>利用許可などの利用者への接客・対応は適切であるか            |  |  |
| 4 自主事業                     | 実施された事業内容は、施設の設置目的に沿い、サービス水準の向上に寄与する質の高いものであるか<br>※条例上自主事業の実施が可能な施設に限る。 |  |  |
| 5 施設の効用                    | 施設の効用を最大限に発揮し、設置目的の達成に資することができる管理運営内容であったか                              |  |  |
| <b>Ⅲ サービスの安定性の評価 (15点)</b> |                                                                         |  |  |
| 1 事業収支                     | 指定管理業務の事業収支は妥当であるか ※2                                                   |  |  |
| 2 経営状況                     | 指定管理業務の経営状況分析指標の結果は妥当であるか ※3                                            |  |  |
| 3 団体等の経営状況                 | 団体の経営状況分析指標の結果は妥当であるか ※4                                                |  |  |

|             |                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 【総評（所管課評価）】 | 合計点<br>（     ）点 / （     ）点<br>×100＝（     ）<br>平均点<br>（     ）点 |
|-------------|---------------------------------------------------------------|

※施設の性格や設置目的により、評価項目は追加、変更できる。

※評価区分 A（優 良）＝協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。（5点）

B（良 好）＝協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。（3点）

C（課題含）＝協定書等の基準を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。（1点）

D（要改善）＝協定書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。（0点）

※特記事項欄は、評価を行った確認方法（例：立入調査、台帳確認、資料等確認）と当該評価を行った理由を記載する。

※総評欄は、事業計画書等との整合性を検証し、評価、業務の改善方策等を記入する。

※合計点は小数点第1位を四捨五入、平均点は小数点第2位を四捨五入とする。

【補足資料】

1 利用状況

| 項 目    | 本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A | 前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B | 対 比<br>A－B | 対 比<br>A/B（％） | 対比が±20%を超える場合は増減理由を記載 |
|--------|----------------------|----------------------|------------|---------------|-----------------------|
| 開館日数   |                      |                      | 0          | 0.0           |                       |
| 施設利用者数 |                      |                      | 0          | 0.0           |                       |
| 施設稼働率  |                      |                      | 0.0        | 0.0           |                       |
| 事業開催数  |                      |                      | 0          | 0.0           |                       |

2 事業収支

（1）収 入

| 項 目    | 本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A | 前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B | 対 比<br>A－B（円） | 対 比<br>A/B（％） | 対比が±20%を超える場合は増減理由を記載 |
|--------|----------------------|----------------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 利用料収入  |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 指定管理料  |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 自主事業収入 |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 〇〇〇〇   |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 〇〇〇〇   |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 〇〇〇〇   |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| その他    |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 合 計    | 0                    | 0                    | 0             | 0.0           |                       |

（2）支 出

| 項 目   | 本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A | 前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B | 対 比<br>A－B（円） | 対 比<br>A/B（％） | 対比が±20%を超える場合は増減理由を記載 |
|-------|----------------------|----------------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 人件費   |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 消耗品費  |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 光熱水費  |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 外部委託費 |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 〇〇〇〇  |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 〇〇〇〇  |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| その他   |                      |                      | 0             | 0.0           |                       |
| 合 計   | 0                    | 0                    | 0             | 0.0           |                       |

### 3 経営状況分析指標

| 項 目                 | 本年度〔令和7年4月～令和8年3月〕 A | 前年度〔令和6年4月～令和7年3月〕 B | 対 比<br>A－B | 対 比<br>A/B（％） | 備 考 |
|---------------------|----------------------|----------------------|------------|---------------|-----|
| ①事業収支               | 0                    | 0                    | 0          | #DIV/0!       |     |
| ②利用料金比率             | #DIV/0!              | #DIV/0!              | #DIV/0!    | #DIV/0!       |     |
| ③人件費比率              | #DIV/0!              | #DIV/0!              | #DIV/0!    | #DIV/0!       |     |
| ④外部委託費比率            | #DIV/0!              | #DIV/0!              | #DIV/0!    | #DIV/0!       |     |
| ⑤利用者当たり<br>管理コスト    | #DIV/0!              | #DIV/0!              | #DIV/0!    | #DIV/0!       |     |
| ⑥利用者当たり<br>自治体負担コスト | #DIV/0!              | #DIV/0!              | #DIV/0!    | #DIV/0!       |     |

#### ①事業収支：（収入－支出）

事業全体が黒字で施設の管理運営ができていのかどうか確認する。赤字の場合は、管理継続性の面での課題を解決し、黒字化のための方策を検討する。

#### ②利用料金比率：（利用料金収入/収入×１００）

収入に占める利用料金の割合。指定管理者の収入源がどこにあり、それが安定したものであるかを確認する。

#### ③人件費比率：（人件費/支出×１００）

支出に占める人件費の割合。支出の中で人件費が減らされすぎていないか、又は費用がかかりすぎていないかを確認する。

#### ④外部委託比率：（外部委託費合計/支出×１００）

支出に占める外部委託費の割合。外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。

#### ⑤利用者当たり管理コスト：（支出/延べ利用者数）

利用者１人当たりにかかる費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

#### ⑥利用者当たり自治体負担コスト：（指定管理料/延べ利用者数）

利用者１人当たりにかかる自治体の費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

#### 4 団体等の経営状況

| 項 目       | 令和3年             | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 備 考 |
|-----------|------------------|------|------|------|------|-----|
| ①自己資本比率   |                  |      |      |      |      |     |
| ②流動比率     |                  |      |      |      |      |     |
| ③固定長期適合率  |                  |      |      |      |      |     |
| ④総資産経常利益率 |                  |      |      |      |      |     |
| 評 価       | (以上の指標を参考に評価する。) |      |      |      |      |     |

※貸借対照表と損益計算書を基に計算する。太枠内に今年度の数値を記載し、左側に過去4年分を記載する。

##### ①自己資本比率

総資産（資産合計）に占める自己資本（純資産合計）の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らず経営をしているかを示す。比率が高いほど借金（負債合計）に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。一般的には、70%以上なら理想企業、40%以上なら倒産しにくいとされている。

自己資本比率（%）＝自己資本÷総資産×100 【例】 $800 \div 2,000 \times 100 = 40.0\%$

##### ②流動比率

団体の短期的な支払能力を示す指標。1年以内に現金化できる資産を「流動資産」、1年以内に支払を要する負債を「流動負債」といい、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。流動資産（すぐに準備できるお金）の方が多いほど、支払能力が高いことを示す。100%以上であれば問題ない。100%未満であれば資金繰りが苦しいとされる。

流動比率（%）＝流動資産÷流動負債×100 【例】 $1,100 \div 700 \times 100 = 157.1\%$

##### ③固定長期適合率

固定資産をどの程度、自己資本（純資産合計）と固定負債で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、又は換金しない固定資産を返済義務のない自前の資金である自己資本（純資産合計）と長期で調達したお金（固定負債）でどれだけ賄えるかを見る。100%未満であれば問題ないが、100%以上の場合は固定資産の維持調達について流動負債にも依存していることを示すことから、資金繰りが苦しいと考えられるとされる。

固定長期適合率（%）＝固定資産÷（固定負債＋自己資本）×100 【例】 $900 \div (500 + 800) \times 100 = 69.2\%$

##### ④総資本経常利益率

団体の総合的な収益力を示す指標。団体の総資産（資産合計）に対して、どれだけの経常利益を稼ぎ出しているかを示す。比率が高いほど資本を効率的に運用し、収益を上げている。

総資本経常利益率＝経常利益÷総資産×100 【例】 $200 \div 2,000 \times 100 = 10.0\%$

※補足資料1～4の各比率については小数点第2位を四捨五入とする。

■貸借対照表（例）

| 【資産の部】  |       | 【負債の部】  |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 流動資産    |       | 流動負債    |       |
| 現金及び預金  | 400   | 買掛金     | 400   |
| 受取手形    | 500   | 短期借入金   | 300   |
| 有価証券    | 200   | 流動負債合計  | 700   |
| 流動資産合計  | 1,100 | 固定負債    |       |
| 固定資産    |       | 社債      | 300   |
| 建物及び構築物 | 200   | 退職給付引当金 | 200   |
| 土地      | 500   | 固定負債合計  | 500   |
| 投資有価証券  | 200   | 負債合計    | 1,200 |
| 固定資産合計  | 900   | 【純資産の部】 |       |
|         |       | 資本金     | 600   |
|         |       | 利益剰余金   | 200   |
|         |       | 純資産合計   | 800   |
| 資産合計    | 2,000 | 負債純資産合計 | 2,000 |

■損益計算書（例）

|            |       |
|------------|-------|
| 売上高        | 3,000 |
| 売上原価       | 1,200 |
| 売上総利益      | 1,800 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,200 |
| 広告         | 700   |
| 人件費        | 500   |
| 営業利益       | 600   |
| 営業外収益      | 200   |
| 受取利息       | 200   |
| その他        | 0     |
| 営業外費用      | 600   |
| 支払利息       | 200   |
| 社債利息       | 0     |
| 経常利益       | 200   |
| 特別利益       | 100   |
| 外国為替       | 100   |
| 特別損失       | 50    |
| 固定資産売却損    | 50    |
| 税引前当期純利益   | 250   |
| 法人税・住民税等   | 50    |
| 当期純利益      | 200   |

5 利用者からの苦情の内容とそれに対する市・指定管理者の対応や市から指定管理者への指導状況

|  |
|--|
|  |
|--|

6 利用者アンケートの結果（※ＱＲコードによる利用者アンケートを含む）

|  |
|--|
|  |
|--|

(別紙3)

〇〇起第〇〇〇〇号 - 1

令和 年 月 日

(施設名)

(指定管理者)

(代表者名)

様

米子市長 〇〇〇〇 印

令和 年度「米子市〇〇〇センター」指定管理者業務評価書

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 施設名    |                           |
| 施設所管課  | 部 課                       |
| 指定管理者名 |                           |
| 指定期間   | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 年目) |

【モニタリング終了後の総評】・事業計画書、収支予算書と実際の業務内容を比較して記入する。

・毎月の「運営状況チェック表（自己評価）」、毎年の「モニタリング評価表」  
で確認した内容等を記入する。

【施設所管課】

【第三者評価】

【今後の業務改善方策等の特記事項】

【施設所管課】

【第三者評価】

(別紙4)

〇〇起第〇〇〇〇号 - 1

令和 年 月 日

(施設名)

(指定管理者)

(代表者名)

様

米子市長 〇〇〇〇 印

### 「米子市〇〇〇センター」指定管理業務に関する改善指示書

貴社（貴団体）と本市の間において、令和 年 月 日付けで締結した「米子市〇〇〇センターの管理に関する基本協定」に定める管理業務に関し、本市による所定のモニタリングの結果、

- 1 不履行・遅延の認められる業務
- 2 サービス水準が不十分であると認められる業務
- 3 苦情への対応が不十分であると認められる業務
- 4 その他（ 業務）がありましたので、

下記のとおり業務の改善を指示します。

なお、本指示書において指示した業務改善がなされない場合、本市は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、貴社（貴団体）に対する指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

#### 記

- 1 改善が必要と認められる業務

- 2 業務改善指示の内容



(別紙5)

## 米子市〇〇〇センター指定管理者 労働環境確認表

(令和 年 月)

|               |              |                 |                       |                     |
|---------------|--------------|-----------------|-----------------------|---------------------|
| 施設名           |              |                 |                       |                     |
| 施設所管課         | 部 課          |                 |                       |                     |
| 指定管理者名        | (確認表作成者： )   |                 |                       |                     |
| 管理業務に従事する労働者数 | 総数<br>_____人 | うち正職員<br>_____人 | うちパート・アルバイト<br>_____人 | うち左記以外の職員<br>_____人 |

| 区分              | 確認項目                                                                   | 確認結果          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 労働条件          | (1) 労働契約に定める労働条件は、労働基準法で定める基準による適正な内容である。【基準法13】                       | はい・いいえ        |
|                 | (2) 労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示している。【基準法15】                              | はい・いいえ        |
|                 | (3) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法89】<br>(常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外) | はい・いいえ<br>対象外 |
|                 | (4) 就業規則を労働者に周知させている。【基準法106】<br>(常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)       | はい・いいえ<br>対象外 |
| 2 労働時間          | (1) 労働時間の管理並びに休憩、休日及び年次有給休暇の付与を適正に行っている。【基準法32・34・35・39】               | はい・いいえ        |
|                 | (2) 時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法36】                  | はい・いいえ<br>対象外 |
| 3 保険加入<br>・安全衛生 | (1) 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っている。                                        | はい・いいえ        |
|                 | (2) 常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断を行っている。【安全法66】                        | はい・いいえ        |
| 4 賃金            | (1) 賃金の全額を、直接労働者に、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。【基準法24】                       | はい・いいえ        |
|                 | (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。【基準法37】                                  | はい・いいえ        |
|                 | (3) 賃金台帳を調製し、これに基づき適正に賃金計算を行っている。【基準法108】                              | はい・いいえ        |
|                 | (4) 管理業務に従事する労働者の賃金単価で最も低いものは、右欄のとおりである。                               | _____<br>円/時間 |

※【基準法〇〇】：労働基準法第〇〇条・【安全法〇〇】：労働安全衛生法第〇〇条

【特記事項】（確認結果が「いいえ」の項目について、その理由、改善予定等を記入すること。）

|                                     |
|-------------------------------------|
|                                     |
| （市記入欄）改善報告日：令和      年      月      日 |

【作成、提出等について】

- 1 各項目の確認結果の欄の「はい」、「いいえ」又は「対象外」のうち、該当するものを○で囲むこと。  
ただし、区分4の確認項目(4)の確認結果の欄には、金額を記入すること。
- 2 区分4の確認項目(4)の確認結果の欄に記入する金額は、次の計算方法によること。
  - (1) 時間給制の場合…時間給
  - (2) 日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間
  - (3) 月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間ただし、次の賃金を除外する。
  - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
  - ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
  - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
  - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 3 本確認表は、毎年4月末日の実態に基づいて作成し、毎年5月末日までに施設所管課へ提出すること。
- 4 特記事項の欄に改善予定等を記入した確認項目について改善が図られたときは、遅滞なくその旨を施設所管課へ報告すること。
- 5 本確認表は、公表しない。ただし、確認項目について改善が必要と認められた指定管理者の数及び確認項目について改善が図られた指定管理者の数については、公表することがある。

## 訪問時チェック表 (令和 年 月)

|        |  |
|--------|--|
| 施設名    |  |
| 施設所管課  |  |
| 指定管理者名 |  |
| 点検者名   |  |

| 対 象        | 項 目                                | 評 価   | 備 考 |
|------------|------------------------------------|-------|-----|
| 1 職員の基本的要件 | 職員の言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切か              | A B C |     |
| 2 建物管理     | 利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか         | A B C |     |
| 3 設備管理     | 利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか         | A B C |     |
| 4 備品管理     | 利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか         | A B C |     |
| 5 外構・駐車場管理 | 利用に支障をきたすような状況のまま放置されていないか         | A B C |     |
| 6 植栽管理     | 樹木・花壇等は良好な外観で適切に管理されているか           | A B C |     |
| 7 草刈・除草    | 草刈りや除草は適切に行われているか                  | A B C |     |
| 8 清掃作業     | 施設内、敷地内全体が清潔に保たれているか               | A B C |     |
|            | トイレトペーパー、消毒用品、手洗用石鹸等の備品は常に補給されているか | A B C |     |
| 9 避難経路     | 避難経路に障害物はないか                       | A B C |     |
| その他        |                                    | A B C |     |
|            |                                    | A B C |     |
|            |                                    | A B C |     |
| 【総評】       |                                    |       |     |

※ 施設の性格や設置目的等により、評価項目は変更できる。追加がある場合は、その他へ記載する。

※ 評価区分 A (優 良) = 協定書、仕様書等を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である

B (標 準) = 協定書、仕様書等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である

C (課題有) = 協定書、仕様書等を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある

(別紙7)

〇〇起第〇〇〇〇号 - 1

令和 年 月 日

(施設名)

(指定管理者)

(代表者名)

様

米子市長 〇〇〇〇 印

令和 年度「米子市〇〇〇センター」指定管理者選定前評価書

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 施設名    |                           |
| 施設所管課  | 部 課                       |
| 指定管理者名 |                           |
| 指定期間   | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 年目) |

|        |                  |
|--------|------------------|
| 評価対象年度 | モニタリング評価表における合計点 |
| 令和 年度  | 点                |
| 令和 年度  | 点                |
| 令和 年度  | 点                |
| 合計     | 点                |

【次期指定管理者の選定時における実施の内容（公募の場合）】

| 選定時における実施の内容  | 次期選定時に該当するものに○ |
|---------------|----------------|
| 総合評価に2点加点する。  |                |
| 総合評価に1点加点する。  |                |
| 加点・減点無し。      |                |
| 総合評価から1点減点する。 |                |
| 総合評価から2点減点する。 |                |